

2 實踐報告

墨田区の地域特性を活かした 小地域福祉活動推進事業について

❶ 事業名：小地域福祉活動に関する推進事業

❷ 実施期間：平成18～19年度

❸ 実施社協

社会福祉法人墨田区社会福祉協議会（地域福祉活動推進グループ）

〒131-0032 東京都墨田区東向島2-17-14

すみだボランティアセンター内

TEL：03-3614-3900 / FAX：03-3610-0294

❹ 墨田区の特徴

墨田区は、東京都の東部に位置し、隅田川と荒川にはさまれた地域で「川のまち」と呼ばれるゆえんになっています。区の形は南北にやや長く、南北約6km、東西約5km、面積は13.75km²あり、東京都23区中17番目の広さです。人口は平成20年1月現在、233,241人（世帯数118,202）、0～14歳が人口に占める割合は10.8%、65歳以上の割合は21.2%です。墨田区は京島や向島といった戦前からの長屋風の家屋が立ち並び、細い路地があるいわゆる「下町」的な地域や高層住宅が立ち並ぶ地域、小さな町工場が多い地域、そして住宅街や繁華街、商業地域など多様な地域が存在しています。

昔から墨田区に住んでいるという方も多く、「関東大震災と東京大空襲で被災した」と話される高齢者もいます。また、再開発による高層マンションが増えており、子育て世代が近年増加傾向にあります。

昔ながらの町会・自治会活動が盛んで、防災や防犯を町会単位で行ったり、高齢者世帯を訪問し、様子を伺うといった活動を自主的に行うなど「地域のささえあい」の意識の高い地域もあります。また、老人クラブ活動を盛んで、高齢者の加入率も23区内で上位です。

住民の多くが「墨田区のよいところ」として「人情のあるところ」をあげているように、個人的に近所の高齢者を助けたり、見守ったりしている方もいます。そんな中で、墨田社協としては「地域で支えあう」小地域福祉活動を地域福祉活動計画の重点事業と位置づけ事業を進めています。

5 総経費

3,199,559円（うち助成金額1,500,000円）

6 取り組みのねらいや背景

当協議会では小地域福祉活動を推進するにあたり、平成12年から17年に「小地域福祉活動モデル事業」として、先駆的に活動をしている地域10地区を「モデル地区」に指定し、活動への助言および運営面での支援を行ってきました。

10地区はそれぞれ地域の実情に合った活動を展開していましたが、事業の課題としては活動地区がなかなか増えない点があげられました。その理由として当協議会は小地域の範囲を「町会・自治会」としており、事業開始当初は町会・自治会を中心に小地域福祉活動を紹介してきました。町会・自治会の多くは「よい活動だと思うけれど、町会活動が多忙でこれ以上仕事は増やせない」という消極的な立場であり、既存の画一的な支援方法では新たな小地域福祉委員会の拡大が困難な状況にありました。

17年度でモデル事業を終了し、18年度からは新たに小地域福祉活動推進事業を進めていくにあたり、これまで課題となっていた点を解消するために、①地域の有志による小地域福祉活動をすすめていく、②町会・自治会を含め地域住民の理解を深めながら、小地域福祉活動のネットワークづくりを進める、という2つの方針を計画しました。

このような経緯のなかで、東社協と「新しい社協活動協働開発事業」に取り組み、今後の小地域福祉活動事業の拡大を目指しました。

①については、「ふれあいサロン事業」を開始し、地域の有志が気軽に地域活動を始められるようにすること、そして地域（特に町会・自治会）の理解を得て、小地域福祉活動に活動を拡大していくよう働きかけていくことにしました。

②については、墨田区という地域の特性にあった活動メニューや地域のネットワークづくりを考え、それを導入するためのマニュアルを作成することにしました。

東社協には、活動の検証に対する助言や、マニュアルの共同開発、ふれあいサロンから小地域に活動を拡大させていく上での、支援方法に対して助言をいただきました。

7 事業内容

ふれあいサロン事業

《18年度の取り組み》

- ①「ふれあいサロン事業」を始めるにあたって、小地域福祉活動での位置づけを確認
当協議会の考える「ふれあいサロン」は小地域福祉活動の一部であるということを地域の皆さんに理解してもらうことから始めました。そのために、
 - ・活動をはじめ際には、町会・自治会の理解を得ること
 - ・地域の民生・児童委員に会のメンバーもしくは協力者になってもらうこと
 - ・2年程度で小地域福祉活動に活動を拡大すること（小地域福祉委員会を立ち上げる）の3点を活動の約束事項としました。

実践報告

②当協議会の支援内容

ふれあいサロンについては、住民が比較的気軽に立ち上げられるという点を重視しました。しかし、立ち上げ当初に当協議会との連絡を密にすることで、その後の連絡やつながりがよい関係になることは「モデル事業」で実証されていることから、特に立ち上げ時の支援に力を入れていくようにしました。

(1) 立ち上げ時の支援

- ・サロン講習会
- ・活動場所確保（公的施設等の減免申請案内、民間施設、町会・自治会会館等に斡旋）
- ・チラシやポスター作成支援 など

(2) 活動開始後の支援

- ・活動訪問
- ・活動費助成（1団体年間、48,000円）
- ・小地域移行支援
- ・社内内部及び他機関との連絡調整
- ・サロン運営者情報交換会 など

当協議会の協力員である民生・児童委員のなかには「小地域福祉活動を地域で始めたいし、必要性も感じているが、町会・自治会の協力が得にくい」といった考えを持っている方もおり、この事業を開始したところ民生・児童委員からの問い合わせを多くいただきました。また、地域の有志からも「仲間と集まれる機会をつくりたい」といった申し込みがあり、18年度は6か所でふれあいサロンが開始されました。



セラバンドで健康づくり



施設内の児童館から子どもたちが遊びにくることもあります

《19年度の取り組み》

①ふれあいサロンから小地域福祉活動への活動拡大支援

事業開始2年目の19年度は、新規のサロンを設立することと平行して、活動中のふれあいサロンを小地域福祉活動に活動拡大する支援を行いました。

支援の目標は、

- ・小地域福祉活動に向けて、ふれあいサロンスタッフの意識改革を図る
- ・町会、自治会をふくめ、地域の理解を得る

の2点でした。

「ふれあいサロン」を始める上で、小地域福祉活動に活動を拡大していただくようスタッフにはお話していましたが、特に有効だったことは、これまで年に2回程度、小地域福祉活動を行っている福祉委員会のメンバーが集まって情報交換を行う「小地域福祉活動連絡

会」にふれあいサロンのスタッフにも参加してもらったことでした。実際に活動をしている福祉委員の皆さんの体験談や地域での取り組みを聞くことで、自分たちの地域でやりたいこと、できることなどのイメージを広げることができたようです。

地域の理解を得るという点については、定期的なふれあいサロンの活動を行いながら、スタッフがおでんを作って参加者と食べる食事会など地域に向かって活動をアピールする交流行事的なものを行い、地域（特に町会・自治会）の理解を深めるような方向で話を進めました。交流行事的な機会には、社協職員も参加し、町会役員や老人クラブの役員に小地域福祉活動の紹介をさせていただきました。そういった取り組みの結果、19年度、1地区で小地域福祉委員会が新たに発足しました。

小地域福祉活動のネットワークづくり

《18年度の取り組み》

(1) 地域特性を把握する（小地域福祉活動事業をもう一度振り返る）

これまで設立された小地域福祉委員会の発足の経緯、メンバー構成、活動内容、町会自治会及び他機関との連携方法などを振り返りました。これにより、住宅事情やメンバー構成、町会・自治会との連携などによって、活動内容などがずいぶん変わってくるということがわかりました。

例えば、集合住宅は入居が同時期である場合が多く、入居者の年齢層に偏りがあるため、入居者の問題には共通課題がみうけられ、集会所等を利用したサロン活動や戸別訪問などの活動が共感を得やすいといえます。また、繁華街では日中独居の高齢者、障害者等の割合が比較的に高く、そういった意味からも、日中の安否確認をメインとした戸別訪問が重要かと思われま

このような地域特性の把握は、次年度のマニュアルづくりに活用するだけでなく、すでに活動している小地域福祉委員会の活動の広がりへのアドバイスなどに活かすことができました。

《18、19年度の取り組み》

(2) 小地域福祉委員同士のネットワークづくり

17年度から、既存の10地区の福祉委員で「小地域福祉活動連絡会」を年2回程度開催しています。これは、それぞれの地域が活動を報告しあうことで、お互いの活動の幅を広げるきっかけづくりと、委員同士のネットワークづくりを目的としています。開始当初は活動報告のみでしたが、18年度は分科会のようなものを行ったり、外部から講師を招いて勉強会を行ったりと、連絡会の内容も少しずつレベルアップしてきました。19年度には東社協の池田氏をコーディネーターに地域の代表がパネルディスカッションを行いました。最近では、地域の皆さんから「こういう勉強がしたい」というリクエストがくるようになってい

実践報告



日本ボランティアコーディネーター協会
の後藤麻里子氏を講師に迎えての勉強会



東社協の池田明彦氏をコーディネーター
に迎えてのパネルディスカッション

また、19年度は、小地域福祉活動連絡会のほかに、福祉委員会のリーダーを集めてのリーダー会を行いました。活動をしている中で、それぞれ悩みを抱えたり、今後の活動方針を決めかねているリーダー同士が話し合うことで、他のグループの活動を参考にしたり、活動をそれぞれ見学しあうといった関係ができてきました。

また、民生・児童委員が活動に協力している場合、地区の民生委員同士で連携しあうといったネットワークが徐々にできつつあります。

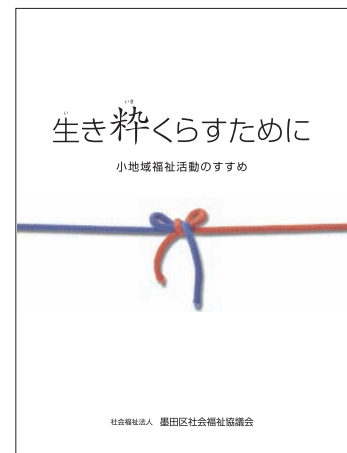
《19年度の取り組み》

(3) 小地域福祉活動マニュアル作成

いままで小地域福祉活動の説明をする際に、パンフレット・チラシといった視覚に訴えるものがなく、地域の皆さんに説明しづらいと感じていました。この協働開発事業の成果？として小地域福祉活動マニュアルを作成しました。マニュアルを作成する際のポイントとしたのは次の3点です。

- ・「小地域福祉活動」という名称は漠然としてわかりづらいので、活動がわかりやすい名称（当協議会では「地域の支えあい活動」）を考える
- ・活動について住民が興味を持つような「パンフレット」的な面と、活動を始めようと考えている（すでに始めている）住民に対しての「活動マニュアル」的な面をもった構成にする
- ・活動内容について、対象者や活動上の注意点などの具体的な説明をする

墨田区という土地柄か人情の厚い人が多く、個人的に支えあい活動をされている方もいるようですが、福祉委員会（グループ）という形で活動してもらえよう、その必要性や利点などを説明しました。「小地域福祉活動マニュアルを読んで、地域で気軽に始めてもらう。しかし、ただのおせっかい行動にならないようにする」ということを地域の皆さんに理解していただくことを心がけて作成しました。



8 事業の課題及び成果・効果

2年間で開設サロンは9か所（うち1か所は20年4月開設）、サロンから小地域福祉活動に拡大したのが1か所でした。それ以外に小地域・ふれあいサロン連絡会を3回、ふれあいサロン講習会を1回、小地域福祉活動リーダー会を1回行いました。それ以外の成果と課題については以下のとおりです。

社協自身の成果と効果

- ・地域への働きかけの方策が整備された。

モデル事業を検証したことや、マニュアルを作成することで、当協議会として「地域の支えあい活動」の支援方法が明確になりました。特にふれあいサロン事業を始めたことで、町会・自治会に対し「はじめから小地域福祉活動を行っていくのが難しいようなら、ふれあいサロンから」という提案ができるようになりました。

- ・地域に対してPR効果が出てきた。

ふれあいサロン事業の開始や、小地域での交流行事等を地域のケーブルテレビで流してもらったり、また区の広報ビデオで小地域福祉活動を取り上げたり・・・ということが多くなり、この事業を知ってもらう機会が増えました。また、こういったことが行政（区の区民活動推進課や保健センターなど）や地域包括支援センターなど他機関とのネットワークづくりのきっかけになりました。

- ・社協会費や歳末たすけあい募金にたいして理解が得られるようになっていく。

小地域福祉活動は社協が直接、住民の皆さんと接し、ともに作り上げる（数少ない）活動です。小地域福祉活動を理解してもらうなかで、社協という団体を知ってもらうことも少なくありません。「こんな活動をやっているのなら」といって地域の方から寄付や募金をいただくこともあります。特に、歳末たすけあい募金は、募金総額はほぼ横ばい（もしくは減少）ですが、募金件数は5年間増加傾向にあります。

地域に対する成果と効果

- ・活動者が活動に対して自信を持ってきた。

見守りや戸別訪問をして地域住民に感謝されたり、自分が役に立っているということが活動者の自信と生きがいになっています。また、ケーブルテレビや広報ビデオなどで取り上げられることも誇りとなっているようです。

- ・地域によってはネットワークができた。

連絡会を開催する中で、活動者同士の仲間意識が出てきたように感じます。交流会などに近隣のグループをお招きするなども行っている地域がでてきました。また、1か所サロンができると次々と周りの地域にサロンができることがありましたが、これは民生・児童委員や地域のリーダー的存在の人が小地域福祉活動やサロン活動のよさを周りの地域に紹介したことが大きな役割を果たしています。

小地域福祉活動推進事業の今後の課題

・活動助成金について

当協議会は地域の福祉活動の充実を目的に「地域福祉活動助成金」として全町会に助成を行っています。それ以外に小地域福祉活動やサロン活動を行っている地域に活動助成金を出していますが、今後、さらに地域福祉活動を推進していく上で、両助成金の取り扱いについて整理する必要があります。

・町会・自治会や、老人クラブとの関係

地域として町会・自治会を範囲としているため、町会・自治会の理解と協力が必要です。ふれあいサロン事業が始まったとはいえ、やはり「町会は忙しい」という考えの地域も多く、小地域福祉活動の拠点となるふれあいサロンの紹介が難しいところもあります。

・他機関との連携強化

地域によって、また個別のケースによっては他機関と連携していますが、まだ「点と点」の連携であり、ネットワークとまでは行き着いていないのが現状です。行政や福祉機関との連絡会のようなものを早急に立ち上げる必要があります。

9 今後に向けて

・マニュアルを活用しての小地域福祉活動の推進

今後は、マニュアルを活用して小地域福祉活動を推進していきたいと考えています。特に町会・自治会に対しては区役所の区民活動推進課と協力し、町会長会議等でこの活動を紹介する機会の設定に努めます。

・ふれあいサロンの小地域福祉活動移行支援の充実

18、19年度に設立されたふれあいサロンを小地域福祉活動に移行していきますが、その際、地域特性や協力者、参加者の雰囲気などを見極めながら、そのサロン、サロンに応じた支援をしていこうと考えています。

・施設を中心とした新たな小地域福祉活動の展開

施設の通所者や職員、ボランティア、施設周辺の住民などで活動する「施設を中心とした小地域福祉活動」に取り組んでいきたいと考えています。

・活動者を小地域福祉活動の紹介者とする

連絡会やリーダー会を通じて、活動者同士のネットワークができつつあります。現在は、それぞれの地域の活動を見学したり、手伝ったりという程度ですが、将来的には自主的に連絡会を行ったり、新しく活動を始めようという地域に活動の実践者として説明を行うなどの、地域への紹介者としての育成と協力を図ります。

これらについては、まだ活動の進め方を検討中のものもあり、今後も東社協を始めとする関係機関との連携を図る中で事業を推進していきます。

最後に

「戸別訪問や見守りって地味な活動よね。でも、地域にとってこの活動が一番大事なよね」この言葉は、ある地域の活動者が話された言葉です。小地域福祉活動は地域やその住民によって課題が異なり、活動もさまざまで、ある意味途方もない事業ですが、地域の皆さんがこういった気持ちで活動されていることを本当に誇りに思います。地域福祉の推進役である当協議会としては、こういった活動者がさらに増えるよう、今後も事業を進めていきたいと考えています。



東京都社会福祉協議会 担当者コメント

(市丸直美)

町会・自治会活動が活発な墨田区。小地域福祉活動を推進する際にも「町会の活動との違いがない」「町会で十分やっている」といった反応も多く見られ、その必要性を感じていただくところから工夫が求められる地域といえます。協働事業を実施するにあたり、こうした地域特性の中でどのように活動を推進していくか、そのヒントを探すとともに、モデル事例をつくり出していくことを目指して話し合いを重ねました。

そして、墨田区では、サロン活動を小地域の「見守り・声かけ」につながるきっかけとしての活動と位置づけました。また、町会・自治会を単位としながらも、役員以外に核となる人材（有志）を見出し、支援していくというスタイルは、立ち上げ時の町会等における負担感を和らげ、その活動実績・効果が自治会等の理解を引き出していきました。ある自治会の会長さんの「自治会の目標と福祉委員会の目指している目的は同じ。だけど、福祉委員会で取組むことによって、視野が広がり、幅広い活動を進めることができた」とお話されていました。こうしたご意見は、まさに社協への力強い応援メッセージといえます。

小地域福祉連絡会はいつも大盛況で、電球の付け替えなど、「ちょっとしたお手伝いが地域での暮らしを支えることにつながっているのだ」という気づきや、「見守り・声かけ」を通じて地域のつながりを再生することにより、精神的なサポート関係が創り出されている様子をお聞きすることができました。

また、小地域福祉活動にかかわる職員の方の姿を通して、改めて地域に出かけていく時間をつくる大変さを痛感しました。小地域活動のさらなる展開のためには、まずは社協全体でどのような推進体制を整えていけるのかが問われます。その上で、社協のみならず、社会福祉施設等、地域の核となる組織にも働きかけ、地域基盤づくりやその支援を、いわば地域における協働戦略としていく必要があるのではないのでしょうか。そして、地域の中で、小地域活動と個別支援とをどう連結させていけるのか。住民の活動に寄り添いながら、墨田区社協がしくみづくりを進められることを強く期待しています。

資料 1

小地域福祉活動マニュアル「生き粋くらすために」より（抜粋）

私たちが地域で生活するとき、いちばん身近なつながりは、なんといっても隣近所のみなさんです。そして、その一つひとつのつながりが集まったのが「町会」・「自治会」です。墨田区では、下町ならではの人情味あふれる「町会」・「自治会」活動が数世代にわたって引継がれてきました。墨田区社会福祉協議会（略称「社協（しゃきょう）」）は、この「町会」・「自治会」活動の助けあい精神に注目し、それぞれの地域で、自分たちのできる範囲で福祉活動を行うという運動を進めています。



小地域福祉活動のイメージ

Q 「小地域」ってどんな地域？

A 区市町村単位で行う福祉事業とはちがって、もっと身近な“小さな地域”の中で行う助けあい活動です。墨田区社協では、お互いが顔見知りの範囲が理想であると考え、「町会」・「自治会」単位の活動を推進しています。また、地域にある福祉施設を中心に、隣接する地域がゆるやかに連携して活動することも考えています。

Q だれに対して活動するの？

A お年寄りや障害のある人、子育て中の人などを含め、地域の皆さん全員が変えたり変えられたりする活動です。

Q うちの地域ではとくに活動しているよ！

A お年寄りのお宅を訪問したり、お祭りや行事に障害者が参加しやすくなるなど、すでに福祉活動を行っている町会・自治会も多いことと思います。その活動をベースにして、社協や福祉の専門機関と連携した、一歩進んだ福祉活動を目指しませんか。

Q どんなことをする活動なの？

A 小地域福祉活動には「こうしなればダメ！」という決まりはありません。「地域でこんなことがあったらいいな」とか、「こんなことをしたら助かるな」など、地域の皆さんで考えて行う活動です。

Q 一人でできるの？

A 一人でやるのは大変だし、できることも限られてしまいますね。地域の中で子ども会活動や町会活動、ボランティア活動などに熱心な方はいませんか？ 勇気を出して声をかけてみましょう。仲間って、意外と身近にいるのかもしれない。

Q おせっかいと言われたくない！

A 一方的にお手伝いをしすぎると、おせっかいと言われるかもしれませんね。この活動では、グループをつくって組織的に対応していきます。おせっかいの尺度は誰もが決めるもの。その都度、相談しながら進めていきましょう。それから、プライバシーを守ることも大切です。

Q いいことだけど、私がやるの？

A 地域で何かしてみたいという気持ちがあれば、誰にでもできる活動です。近所のお年寄りや子どもたちに声をかける「見守り活動」など、自分たちのできることから始めてみましょう。あなたの気持ちで地域の福祉力を高めるのです。

—いきいき— 地域で生き粋 暮らすために…

小地域福祉活動は地域の支えあい活動です

小地域福祉活動は住民の皆さんが主人公！

主人公である住民の皆さんが、それぞれの地域に合った活動内容と方法を考えて、自由に進めていくそれが地域の支えあい活動である小地域福祉活動の特徴です。

戸別訪問活動

お年寄りや障害者のお宅を定期的に訪問する活動です。

見守り・声かけ活動

地域のみなさんで見守りや声かけをする活動です。

家事援助活動

近くの住人がちょっとしたお手伝いをする活動です。

な流行事

地域の支え合いの第一歩は、みんなが顔見知りになることです。

ふれあいサロン活動

地域の人が気軽に集まり交流できる場です。(裏面をご覧ください)

小地域福祉活動の説明・活動内容、地域交流、ふれあいサロンづくりなど下記までご連絡ください。

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会
地域福祉活動推進担当
〒131-0032 墨田区東向島2-17-14
TEL **3614-3900**
FAX **3610-0294**

支えあいの地域づくりを墨田社協がお手伝いします

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

—— 身近な地域に交流の場 ——

ふれあいサロン活動

歩いて行かれるから、一人でも行かれるから、待っている人がいるから・・・
ふれあいサロンはそんな気軽な気持ちで地域の誰もが楽しめる場所です。
ふれあいサロンから地域の支えあい活動をはじめませんか？

Q どこでやるの!?

A 歩いて集まれる範囲がよいでしょう

- 町会・自治会館、団地の集会室
- 商店街の空き店舗や公共施設
- 自宅を開放して など

Q 対象者は!?

A 地域の誰でも参加できます

- お年寄りや障害者の孤独の解消や筋力維持に
- 子育て中の親子の交流の場として



Q サロンの運営は？

A 地域の皆さんが運営者で参加者です

- 参加者とともに楽しみながら運営して下さる方
- 町会・自治会主体、婦人会、老人クラブ、子ども会などのグループでの運営も歓迎します

Q なにをすればいいの？

A 参加者がみんなで楽しめる活動ならOK!!

- お茶を飲みながらおしゃべりを楽しむサロン
- 絵手紙や折り紙、手芸を楽しむサロン
- 無理なく体を動かす体操やゲームのサロン

支えあいの地域づくりを墨田社協がお手伝いします

小地域福祉活動の説明・活動内容、地域交流、ふれあいサロンづくりなど下記までご連絡ください。

社会福祉法人 **墨田区社会福祉協議会** 地域福祉活動推進担当

〒131-0032 墨田区東向島2-17-14

TEL **3614-3900** FAX **3610-0294**

繁華街の福祉拠点 & 東村山あんしんネットワークの活動から

❶ 事業名：地域福祉活動特別事業

❷ 実施期間：平成18～19年度

❸ 実施社協

社会福祉法人東村山市社会福祉協議会（地域福祉係・相談サービス係）

〒189-0022 東京都東村山市野口町1-26-39

TEL：042-394-6333 / FAX：042-393-0411

❹ 東村山市の特色

人口約14万9000人

高齢化率約20.1%（65歳以上）

地域特性：

武蔵野の面影が残る都心近郊のベッドタウン。毎年人口の1割以上が入れ替わるが、宅地化やマンション開発が進み人口は漸増中。市内全町に都営住宅があり、病院や福祉施設が多い。訪問看護発祥の地、障害者運動が活発な土地柄でもある。社協の福祉協力員会活動は30年の歴史があり、13の町で組織され、町ごとで地域福祉活動を展開している。

❺ 総経費

2,982,000円（うち助成金額1,495,000円）

❻ 取り組みのねらい

平成18年3月に、住民の参加、社会福祉協議会、自治体が協働して第3次地域福祉活動計画（住民活動計画）を策定しました。策定経過では、地域の様々な分野の方々との意見交換、市内13町全てで実施した住民懇談会を実施しました。

その中で、高齢・障がい・子育てなどの各分野から、活動拠点、サロンの場の設置要望が多く出されました。また、福祉情報が必要な人に届くような工夫の必要性も出されました。そこで、みなさんが立ち寄りやすい場所に福祉情報の発信と地域活動のための場所を兼ねたスペースをつくらうという事になりました。

また、活動計画では「安心サポートネットワークの構築」が重点項目として挙げられ

ており、ネットワークの構築に向け、障害理解・意識啓発活動を実施していくことも、サロン活動と併せて実施していくことになりました。

7 事業内容

①小地域福祉活動展開のための拠点整備

- ◇地域の商店会の協力を得て、空き店舗等の活用
- ◇サロン活動の展開、商店会との協働
- ◇情報の発信

②障がいのある方の地域生活のための啓発活動事業

- ◇障害者理解のためのパンフレット購入、学習会などでの活用
- ◇緊急時用ヘルプカードの作成
- ◇サロン活動を通じた、障害理解

8 事業の課題及び成果・効果など

①小地域福祉活動展開の拠点整備

◇拠点確保までの経過

社協内の3係が集まった企画会議（6回）、活動計画策定時からの関わりのある久米川駅周辺の商店会との打ち合わせなどを経て、企画書づくり、物件探し、活用方法、運営方法などの検討を進めました。

平成19年2月に東村山市栄町2-38-9ロワール久米川1F（西武新宿線久米川駅徒歩5分の商店街に近い便利な場所）の物件を契約、開所準備に入りました。地域の方に親しんでもらえる拠点にするために、名称を福祉だよりにて公募し、40数点の応募の中から「ふれあいスペース いっぷく」を決定しました。

オープンに先立ち、お披露目も兼ね、お隣の萩山町の福祉協力員会によるバザーを開催（3月17日）しました。

◇新拠点オープン

平成19年4月20日に開所。周辺の商店会、自治会などをお招きし、オープニングセレモニーを開催しました。

◇ふれあいスペース「いっぷく」の機能

○フリースペース；いつでもだれでも、立ち寄れるゆったりスペース。

（月・火・金の10：00～16：30）

○住民活動に対するスペースの貸出（水・木の10：00～16：20）

○身近な情報ステーション；

ボランティア情報や福祉活動の情報、東村山市のイベント情報等も提供しています

○楽しいイベント・講座の開催；商店会とタイアップした企画など

○東村山市福祉作業所「なごやか文庫」古本、自主製作品などの販売、寄贈本の受付

○社協職員による各種福祉相談

◇1年が経過して

○ふれあい情報スペースとして

月・金は地域福祉係職員が出張して、常駐しています。

火は福祉作業所職員が利用者とともに出張して、自主製品づくりなどの作業をしながら、来訪者の対応をしています。

毎週月曜10:00~12:00は「座ったままで出来る軽体操」講座を開催するなど、新たな活動も始まりました。

○地域活動スペースとして

水・木曜日は現在、10団体（趣味活動2グループ、サロン活動2グループ、その他6グループ）のグループが利用登録し、活動スペースを使用しています。

障害者地域自立生活支援センター「るーと」のおしゃべり会（主に身体障害の方を対象）を月1回土曜日に開いています。

○他団体との協働

水・木の貸出日の鍵の預け場所として近所のパン屋さんに協力していただいています。活動スペースの利用時は、利用団体の方に、そこから鍵を借りてもらうようにしています。

◇成果と課題

○地域活動スペースとして多くの団体に利用されているところからも、地域活動の拠点が不足している東村山では、拠点に対するニーズがあることがわかります。

○本拠点は久米川駅からも近く便利な場所にあるため、視覚障害の方々のサロン活動をはじめ、新たな活動が来ています。視覚障害の方のサロンは、ちょっとでも外に出る機会を作りたい、立ち寄ってほしい、とのきっかけから始まりました。

○社協としては、栄町、萩山町の福祉協力員の方に、地域担当の職員がきている時に寄っていただいて打ち合わせ等を行っています。気軽に相談や打ち合わせができるために、地域の方に社協を身近に感じてもらえていると思います。

○なかなか、初めての方等が立ち寄るだけということが難しいことがあげられます。様々な人にきていただける魅力ある講座の開催など、きっかけ作りが出来ていない現状があります。

○具体的な活動に向けての地元商店会との繋がりが出来ていません。

○助成事業が終わる次年度以降の拠点維持のための財源確保が難しい状況です。

◇今後に向けて

○地元商店会と協働した、魅力ある講座などを開催し、地域に根ざした活動拠点となっていく必要があります。

○拠点維持のための財源確保をしていくことが必要です。

ふれあいスペース「いっぷく」



「いっぷく」の外観



中から見ると…



くす玉も割ったオープニングセレモニー



毎週月曜日の体操教室

②障がいのある人のための地域生活のための啓発活動

平成16年11月より開始した「東村山あんしんネットワーク」活動を軸に、主に緊急時の用ヘルプカード・障害理解のためのリーフレットの作成を中心に取り組みを行いました。

◇「東村山あんしんネットワーク」活動の経過

○障害者地域自立生活支援センターと（以下支援センター）の活動「土曜くらぶ」（本人活動支援・成人障害者の集まり）の勉強会で、講師を堀江まゆみ氏（白梅学園短期大学）に依頼、「お金の使い方」、「だまされないために」を行いました。その際、各市の障害のある方のセーフティネット（地域の方の障害理解、見守り支援など）の状況をお伺いし、当市での活動の検討を始めました。開始にあたり、堀江氏に講演会を依頼、参加者を中心に会を組織し、活動を開始しました。

◇会の目的など

○テーマは「地域で安心して暮らすために」です。お互いに理解をしながら、安心して地域生活を送ることが出来るための仕組みの検討、構築に取り組んでいます。メンバーは、障害のある方・地域の方・保護者・市内の福祉関係者・市役所・社会福祉協議会の職員等です。月1回の定例会を開催しています。

○取り組み内容は、以下の4点です。

- ①地域への障害理解を進める活動：地域での学習会・講演会などへの参加
- ②当事者への働きかけ：本人向けのワークショップ等の開催
- ③関係者への働きかけ：ワークショップの共催、ネットワーク作りへの参加
- ④ネットワークの構築：必要な支援や、具体的な方法についての検討

◇いままでの活動

- 東村山警察署生活安全課防犯係の協力を得て、当事者向けの防犯講座や消費生活相談員による消費生活講座などを開催しました。
- 平成17年8月には、アンケート調査「地震が起きたときに困ること」の実施（338名）、委員による意見交換を経て、報告書「災害時要援護者対策の検討と市防災計画への一提案」を作成、市・防災安全課、障害支援課、社会福祉協議会へ提出しました。市・防災計画書の改訂時に、提案の一部を取り上げていただきました。

◇ヘルプカード・ヘルプ手帳の作成に向けて

- 前述のアンケートから、周囲の方に困っていることを伝えられない、障害のことを理解してもらえないのではないかと、また、何を願いしたら良いかわからない、という意見がありました。一方、地域の方からは、どう支援したら良いかわからない、障害名を伝えられてもわからない、誰にその人のことを聞いたらわかるのか、と言った意見があげられました。
- そこで、緊急連絡先や具体的な支援方法が書いてあるものがあれば、両者をつなぐことができるのではないかと考え、作成の検討を始めました。
- 記載項目、形態の検討を行い、パイロット版の作成、モニタリングの実施（利用者（143名）・支援者（134名））を経て、平成19年9月に発行しました。

◇ヘルプカードの目的

- あんしんネットは、様々な立場の人がメンバーになっています。そのため、緊急時の対応はできません。カードの目的として、一つは地域の方に緊急時の支援方法を知ってもらうこと、本人・家族には支援方法を周囲に伝えることや緊急時の自助意識を持つこと等があります。もう一つは、地域への障害理解を図るツール（道具）として、日常的な支援活動へつなげる、ということがあります。
- そのため、カードの検討と同時に、地域の方へ理解を図るものとして、障害のある方、疾病のある方がどのような場面で困るのか、また障害の特徴などをイラストで紹介し、支援のポイントを記載したリーフレットを作成しました。

◇ヘルプカードの特徴と意義

1) ゆるやかな基礎的支援の方式

市の「災害時要援護者避難支援プラン」や緊急通報システム等、公的システムは、概ね対象者と支援者を登録方式で固定化、該当者を特定した上で、構築されています。一方、本方式が想定している支援者は、通常一般社会の中に普通に暮らしている不特

定多数の市民の方です。

当初、利用対象者を知的障害者、認知症者等を想定して検討を始めましたが、本方式の機能では、障害者に限らず、疾病のある人、高齢者、日本語に不自由な外国人等、意思疎通・伝達に不安を抱えた人は、誰でも利用できることとなります。

そこで、支援方法は緊急連絡を第一とした一時的な対応であり、専門的、特別な継続的な対応、処遇を期待するものではない、ということになりました。

つまり、カードは一般市民に基礎的、初歩的な対応のヒントを提示しているだけ、とも言え、極めて非拘束的な仕組みです。あんしんネットでは、これをわかりやすく、まちの中で「ちょっと助けが必要な人」と「ちょっと手助けしたい人」を結ぶものと表現しています。

2) コミュニケーション補助と自己責任

カードは、まずは支援を求めるための意志疎通の補助ツールです。まちの中で見知らぬ周囲の人に助けを求めることは、無防備な状態で他人に委ねることになります。昨今の社会状況を考えると「カードを持つこと」、「個人情報の記入」については、懸念される問題は多くありますが、それらを踏まえた上の、自己責任の考え方に立っています。

これは、公的機関による支援の仕組みではなく、また、日常生活場面が必ずしも公的な仕組みではフォローしきれない分野であり、管理されるものでないことから、本方式は、社会に向けてそういうリスクを負っても必要なものだ、という認識から働きかけています。その根底には、あんしんネットのノーマライゼーションと自立、自助という社会認識があります。

これを、単なる自己責任論や市民活動とするのではなく、社会の側や公的な立場からも、この仕組みが安全に健全に成立するよう、できる限りのフォローをする必要があります。

3) 普遍性

何か困ったときに、周囲の人に助けを求めることは、誰にも通用することです。その手段として、以前より個々にカードを作るなど工夫していることがあります。それに「ヘルプカード」という普遍的な名称、一定のルール（使い方）を付与することにより、社会の共通認識となり、一つの社会ツールになっていくと思われます。

さらに、波及的にさまざまな障害、困難を持つ人々に対する理解に結びついていき、ノーマライゼーションの意識が一般化していくこととなります。

4) 啓発活動としての意義

カードを機能させるためには、周知、PRが必要です。その手段のひとつとしてリーフレットを作成しました。これは障害者等への理解の促進、対応方法の普及等、啓発活動としての意義を持つものとなります。

5) 公的支援制度補完の役割

調査・検討の中で、支援システムは、障害者手帳の有無や重軽などに限らず、広範囲の市民に必要であり、また必要な支援内容も非常に個別性が高いことがわかりました。しかし、公的制度は「災害時」や「緊急時」等に見られるように、満足度を高くすれば、対象者も支援体制も内容も固定化、限定化されます。

本方式は、その対象からはずれる場合の対応方法として、一定の役割を果たすものとなり、緊急時の連絡先をネットワーク化することができます。そのことにより、災害時の情報の伝達や安否確認、状況の把握等に有効になります。

能動的な共助のシステムのため、それぞれの個別性によって組み立てることができ、対象者、支援内容が固定化しがちな公的制度を補完し、地域福祉を活性化していくもの、ひいては公的制度の拡充、公的支援と地域福祉を結ぶツールとしても、連携・協働していけるものと考えます。

◇今後の展開に向けて

1) 普及の推進

各方面に対する周知、PR、普及は様々な方法によって継続的に行う必要があります。特別なものではなく、地域社会の基本的なツールとして誰もが抵抗感なく携帯し、利用できるように普及活動を進めていきます。

2) フィードバック

カードの実効性は、数が少なくても適正に機能しなければ、社会の信頼システムとしての意義が崩れます。自己責任での使用のため、市や事務局に当事者責任はないとは言え、利用状況を把握し、問題点をなくし、フィードバックしていく必要があります。緊急連絡を受ける側の対応の仕方の把握、啓発、対応の向上を促進するための協議、検討、研修の場の設定などが検討課題です。

3) 公的な支援計画との連携、協働

市の「災害時要援護者避難支援計画」とは、想定している状況が異なります。しかし、緊急連絡先に、手帳記入内容を届けておくこと等が、登録方式の端緒になるとも考えられ、連携できる点があると思われます。

今後、公的な役割として、利用状況者の把握、支援体制、緊急連絡先（自宅以外の緊急連絡先になってくれた所）の支援（対応）内容に対するバックアップ（指導等）やネットワークの構築等が考えられます。

◇ヘルプカード・手帳について

- 「カード」：主に緊急連絡先を記入します。
- 「手帳」：支援して欲しいこと、服用している薬のこと、苦手なこと、等生活に必要な情報を、記入することができます。

◇リーフレット（抜粋）

様々な困っていること、知ってほしいことなどをイラスト化しました。
また、その支援のポイントを提示しています。

東京都社会福祉協議会 担当者コメント

(市丸直美)

今回の取組みの一つとして、久米川駅前の商店街に「ふれあいスペースいっぷく」が開設されました。活動計画策定に向けた地域懇談会での「拠点が無い」という多くの声に応えたものです。これはハードとしての場づくりの実践であっただけでなく、社協が市民の生活や身近な地域活動に近づいていく積極的なアプローチの表明であったと考えます。社協と住民とのコミュニケーションを豊かにし、より身近な生活エリアにおける協働のための場やきっかけが作りだされました。今後も地域の特徴に応じた活動のさらなる展開、新たな住民層の活動への結びつきなどが期待されます。「商店街との協働」については、継続する課題となりましたが、商店街にとっても必要な「地域再生の拠点」として、「いっぷく」が位置づいていくことを願っています。

もう一つは、障がいを持った人の緊急時を想定したヘルプカードの作成及び地域への啓蒙活動。市内の施設や団体、障がいを持つ当事者や親御さんなど、多様なメンバーが参加する「東村山あんしんネットワーク」での取組みです。あんしんネットワークは、災害時要支援者への対応方策など、個々の活動だけでは解決できない課題を行政に投げかけるなどの取組みも行っています。あんしんネットワークの取組みに共通しているのは、個別の問題を地域共通の課題として取り上げ対応していること。また、地域住民の関心を高めるための働きかけを展開していることが挙げられます。東村山市社協として、障害のある方の相談事業を出発点に、個別支援を支える地域のしくみづくりや、地域のセーフティネット力に厚みをつけていく取組みが進められていると考えます。今後も力強い取組みが展開され、社協ならではの役割が発揮されることを期待しています。

実践報告

資料 1

ヘルプカードと手帳

カード (表)



カード (裏)

私は、皆さんの支援が必要です。

下記の連絡先へ、連絡してください。
ふりがな.....

私の氏名.....

連絡先の電話.....

連絡先名 (会社・機関名など).....

呼んで欲しい人の名前..... (関係).....

支援をして欲しい内容を詳しく記入した手帳を.....に入れてあります。



お願い!

私の名前は.....です。

私は、皆さんの支援が必要です。
この手帳には私の支援してもらいたいことが、書いてあります。
この内容を参考に支援をお願いします。

**まず初めに、
連絡先に連絡してください。**

その後、あなたの出来る範囲で構いません。
手帳に記載されている内容を参考に、
支援をお願いします。

自宅以外の連絡先 緊急時の連絡先です。

連絡先・1

私の名前.....
連絡先電話.....
連絡先名 (会社・機関名).....
呼んで欲しい人の名前.....

連絡先・2

私の名前.....
連絡先電話.....
連絡先名 (会社・機関名).....
呼んで欲しい人の名前.....

*連絡先に連絡がつかない場合は、お手数ですが、警察まで連絡をお願いします。

私の情報です

名前.....

住所.....

連絡先.....

所属先.....
氏名.....

特徴.....

こうしてもらえると、安心です

.....

こんなことが、苦手です

.....

禁煙 (アレルギー等があります)

このような、サポートが必要です

.....

.....

かかりつけの病院

病院・1

病院名..... 主治医.....
電話番号.....

病院・2

病院名..... 主治医.....
電話番号.....

家について ふだん 実を記入しています。

薬の種類	量	飲み時間

◆この手帳を、わたしが記入した日

年 月 日 / 年 月 日
年 月 日 / 年 月 日

◆ご支援頂きありがとうございました。
ご支援下さった方は、下記の現状記録に状況等をご記入願います。
(記入できる範囲で結構です)

月 日	支援内容・状況など	支援者名 連絡先

資料2

リーフレット（抜粋）

場面1「道端で」

「迷子かな?」
「何時間もあの手でいるわ」
「どうしたんだろう?」
「ヘルプ手帳持ってるかな」
「わだ!」
「これで安心だね」
「ここに連絡して下さい」
「ヘルプ手帳」
「TEL 00000000」

ポイント

- ◇長い時間、同じ場所にいる時などは、声をかけてください。困っていても、助けを呼べない場合もあります。
- ◇どうしたらよいかわからず、動けなくなっている場合もあります。
- ◇コミュニケーションが上手く取れない時は、警察に連絡してください。
- ◇持ち物の中を探すときには、警察の方に頼みましょう。

- 1 -

場面5「こだわり」

「あなたのことじっと見てるわね」
「そんなにきれいかしら?困るわ」
「どうかしら?」
「キラキラのが、好きなのね。」
「まあ、そういうこと」

ポイント

- ◇障害を持つ人の中には、光ものや丸いもの等、興味のあるものに執着して、見つめたり、近づいてしまう場合があります。また、同じ場所に強くこだわる人もいます。
- ◇びよんびよん跳ねる、急に走りだす、突然動かなくなる、服を脱いでしまうなど、危険なことや恥ずかしいことがわからず、不審に見える行動をとってしまうことがあります。
- ◇迷惑をかける時は、わかりやすい言葉で、静かに止めるように注意してください。それでも通じないときは手帳の連絡先に連絡してください。

- 7 -

小地域ネットワークからの福祉活動の展開

① 事業名：ふれあいのまちづくり事業

② 実施期間：平成18～19年度

③ 実施社協

社会福祉法人東大和市社会福祉協議会

〒207-0015 東京都東大和市中央3-912-3

TEL：042（564）0012／FAX：042（564）3680

④ 東大和市の概況（H20.4.1 現在）

人 口 81,977人

高齢者数 16,536人（高齢化率：20.2%）

自治会加入率 約40%

東大和市は、北部に狭山丘陵、村山貯水池を擁するベッドタウンで、市の西部に多摩都市モノレール線が南北に通じ、市の中央を東西に新青梅街道が走っている。新青梅街道の北側は本村とよばれ、古くからの住民と旧農地の宅地への転用による戸建て住宅が多い。南側は新興住宅、マンション、大規模な都営住宅などがあり、現在も人口は増加している。

⑤ 総経費

2,532,240円（うち助成金額1,500,000円）

⑥ 事業実施の背景（当会におけるこれまでの小地域福祉活動の取り組み）

東大和社協では、平成8年度よりふれあいのまちづくり事業の補助を受ける。市内を8地区に区分し、小グループを形成して見守り・声かけ活動を主とした小地域福祉活動を実施してきた。平成13年度以降は市単独補助事業となり現在に至る。

これまでの活動の効果

①発足時は民生委員、登録ボランティア、自治会関係者、PTAなど、社協に関係する人たちへ協力を呼びかけたため、様々な担い手が参加した。

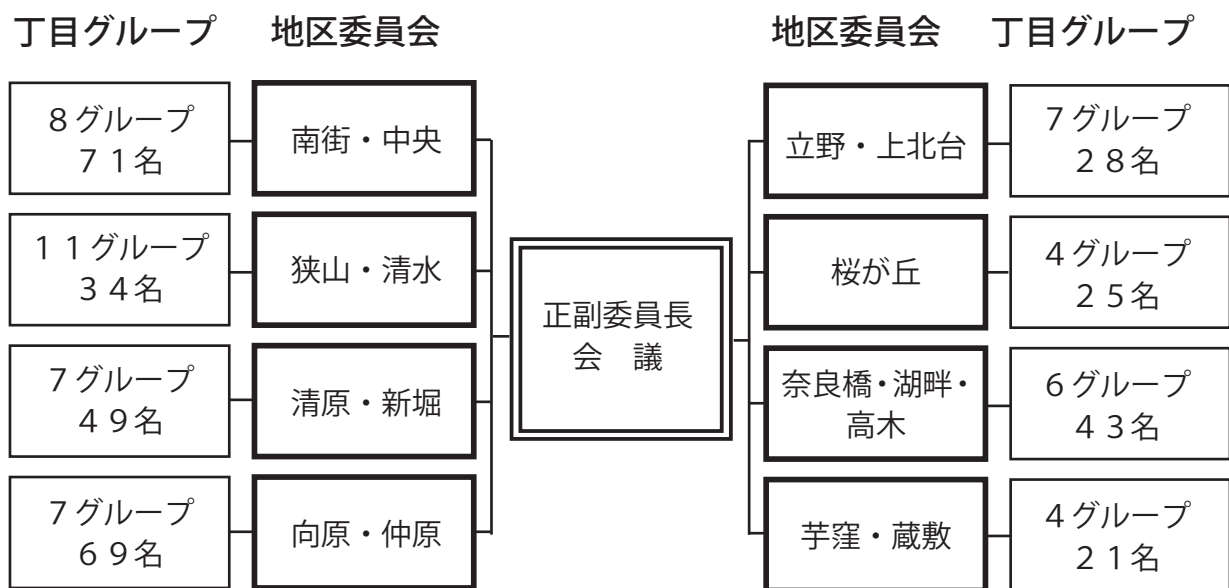
②平成9年度高齢者への意識調査を行う。全ての高齢者に本活動を周知し希望を確認、相当数の利用希望者を把握し、登録に至った。また協力員側も「孤独死の防止」を

小地域福祉活動・拠点・ネットワークの構築 東大和市社会福祉協議会

キーワードに、大いに責任感をもって活動に取り組んだ。

- ③登録された利用者のみではなく、地域に埋もれているニーズを発見しつなぐ役割を認識し、「登録外利用者」として気にかけている。
- ④組織の中核として、地区委員会（8地区）を開催。情報交換、活動報告、研修などを通じ協力員の手ごたえと社協との確かなつながりを形成。
- ◎上記を行う中で、「見守り・声かけ活動」以外の小地域福祉活動に関しては意識が及ばなかった。

☆見守り・声かけ活動組織図



これまでの活動の課題

※平成17年度第二次地域福祉活動計画策定にあたり、課題を整理。

- ①支援を必要としている高齢者の発見 → 調査の必要性
- ②拒否する高齢者への関り → 見守り・声かけ活動の更なる充実
- ③高齢者が受け入れやすいサービスへの転換
→ サロン活動など多様な小地域福祉活動への展開
- ④協力員の育成と地域組織の強化・活性化（マンネリと高齢化の解決）
→ 地区委員会の充実と新展開
- ⑤関係機関との連携、個人情報保護と事業の展開
→ 行政、地域包括支援センターまたは自治会などとの連携、協働
- ⑥対象者の拡大（事業の拡大）
→ 児童、障害者など、高齢者以外も含めた事業の展開

7 事業内容

※上記の課題解決に向けた取り組みを協働事業で推進する。（4つの柱）

- (1) 調査の検討と実施（別紙参照。18年度実施、19年度集計・報告）

実践報告

①実施の目的

本調査の目的は第1に見守り・声かけ活動の周知と利用者の発見、第2に新たな小地域福祉活動の展開に関する基礎づくりとした。その理由は下記のとおり。

○これまで見守り・声かけ活動を実施してきた協力員として、最も重要な課題は利用者の発見の困難さであった。「とにかく利用者を増やす」という協力員の思いを優先し、利用者の発見を目標とした。

○これまであまり意識されてこなかった「見守り・声かけ活動」以外の小地域福祉活動について、既存のネットワークから展開していくこと、また社協として新たな小地域福祉活動を展開していくことを検討するため。

②実施方法の検討

実施にあたっては、高齢者を対象とした全数調査または無作為抽出による調査を検討したが、前者は市より情報が得られずに断念、後者については「見守り・声かけ活動」利用者の発見という目的を達成できないことから断念する。

そこで、社協会員を中心とした関係者（サービス利用者や協力者等）を全てリストアップし、それを調査対象とし郵送によって実施した。また関係団体については、代表者を通じ数名へ調査を依頼するという形を取った。しかしその結果地域による偏りが生じた。その調整を図るため、対象者が少ない地域には、職員がポストイングによって調査票を配布した。

③調査票の作成、実施

調査票の作成については、上記の目的に沿って検討した。その全般において東社協の助言、資料提供等をいただいた。

④効果

○利用者の増加につながった。また本調査によって活動を知ったという市民からの問い合わせが多数あった。（中には協力したい、との声もあり。）

○調査結果を各地区委員会で検討した。その結果を受け新たな小地域福祉活動を展開しつつある（後述）。

○通常、関わりの無い社協会員に対し、協力を求めることで、社協活動の周知と関心の向上につながった。

⑤課題

○結果をふまえ、本事業だけでなく社協全体の事業に反映させていく必要がある。また、より広く市民へ周知し地域活動につなげていく必要がある。

ポイント

- ・会員を対象とした → 社協の持つ最大の個人情報を使用。普段は全く意識されない「社協会員」に社協の事を知ってもらう効果も！
- ・調査を通じてPR → 利用者を増やすことも調査の目的。調査に回答した家族から見守り・声かけの申込みも。

(2) 見守り・声かけ活動の基盤強化と地区委員会の活性化

(3) 新たな小地域福祉活動の展開

利用者が増えない中で、地区委員会の内容も固定化しマンネリ気味との声が強くなっていった。また協力員の高齢化が進みながらも「仕事がない」状況であり、積極的に新規協力員を募ることは出来ないという悪循環であった。

それを断ち切る為にも新たな小地域福祉活動を検討していく必要があった。検討を経て、協力員がそれらの課題に気づき開始したのが「地区独自活動」である。

①展開の方法

地区委員会において多様な小地域福祉活動に関して話し合うことから始めた。またその投げかけを事務局から行った。積極論、慎重論ともあったが、その話し合い自体が地区委員会の活性化につながった。

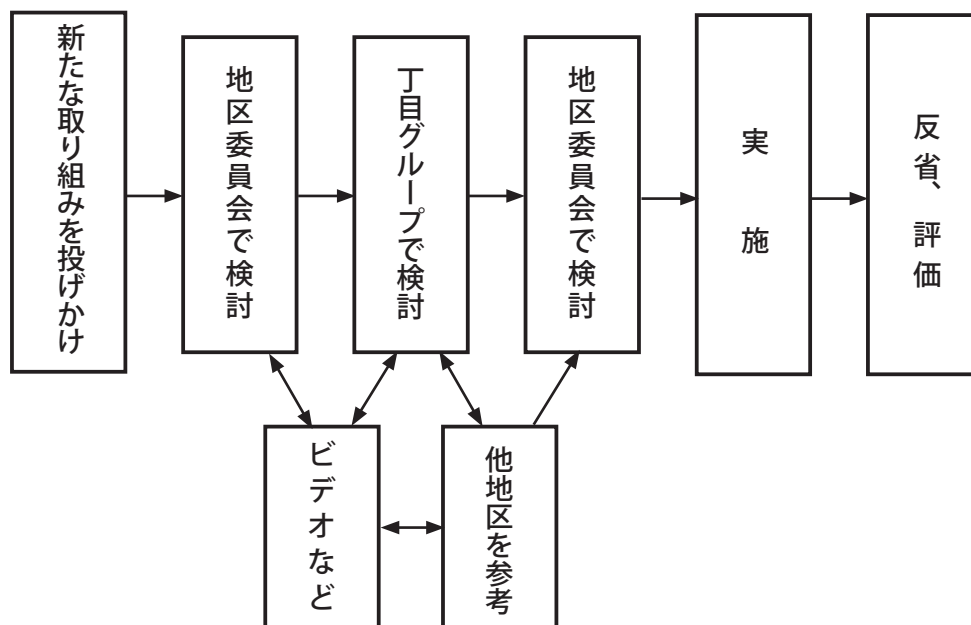
ポイント

・協力員はイメージがほとんどない状態。

→協力員は、サロン活動などのイメージがついていなかった。ビデオ等を再三にわたり視聴したところ、急速に具体的な話し合いが進んだ。映像は理解を深めるため、非常に効果的。

②活動の実施と補助の方法

数回にわたる検討を経て、各地区で「地区独自活動」(別紙参照)をスタートした。先駆的に活動を開始する地区を参考にしながら、連鎖的に実施していく地区が多かった。補助については、地区委員会単位での実施を基本とし、地区委員会の中の小グループが活動を望む場合も地区委員会単位とした。補助金については、上限の設定、地区ごとの金額の割り振りはせず、全て個々に相談しながら決めた。






実践報告

③活動の種別と内容

活動の種別については、下記のように分ける事ができる。

- A 協力員、地域住民がつどい、隔たり無く交流等をする活動。
- B Aの活動を目指しながら、当面は協力員のみで実施する活動。
- C 協力員同士の親睦や連携の強化、資質向上を目的とした活動

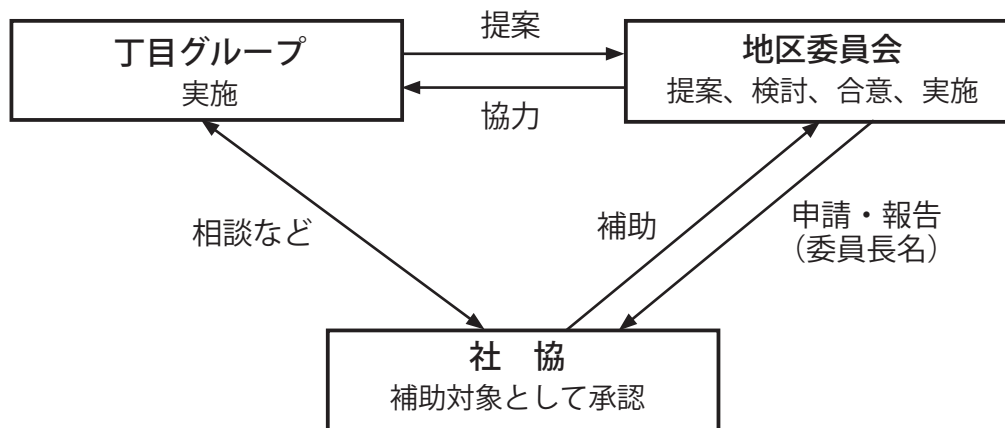
☆19年度地区独自活動一覧

地区	内容	開催日等
南街・中央	サロン活動「ふれあいの場」 	毎月10日と20日
	中央地区親睦会	5/25
狭山・清水	協力員による歩こう会、花見	4/10
	協力員によるAED講習会	11/13
	協力員による新年会	1/9
清原・新堀	ふれあい交流会 	11/27
向原・仲原	ふれあいお花見会	4/3
	向原2・5丁目お茶会	5/8
	ふれあい交流会 	9/26

小地域福祉活動・拠点・ネットワークの構築 東大和市社会福祉協議会

立野・上北台	ふれあい交流会 	11 / 13
桜が丘	ふれあい交流会	6 / 29
	協力員による新年会	1 / 16
奈良橋・湖畔・高木	サロン「介護予防体操・うたの会」	毎月1回(途中より2回に増)不定期
	協力員によるAED講習会	11 / 20
芋窪・蔵敷	協力員による新年会	1 / 16

☆補助の形について



④新たな小地域福祉活動の展開における注意点

- ・「見守り・声かけ活動」を基本として推進し、新たな活動は余力で行うこと（負担が大きくなると、ベースとなる「見守り・声かけ活動」にも影響。）
- ・社協からお願いされて行うのではなく、住民活動を社協がお手伝いするというニュアンスで進めること

ポイント

- ・他地区の活動は最高の教科書！
 - 同じ活動の協力員だからこそ「うちでもできるのでは…」という意識を高める。市内の他地区が行う活動は最高の見本である。
- ・「一地区〇〇円補助します」はかえって負担。
 - 一律で補助等をするので、かえって負担感を生じたり、事務局主導の感を高めることもある。個々に相談に応じ費用の有無は結果的なものとした。
- ・過程が重要！
 - 活動自体の実施はもとより、そこに至るまでの話し合いや試行錯誤が組織を活性化させ、メンバーのきずなを深める。

⑤効果

- 前述のとおり、地区委員会の活性化につながった。また協力員同士の結束の強化につながった。
- 地区独自活動を通じ、小地域福祉活動が多様化し地域住民が広く参加できる形に近づいた。

⑥今後の課題

- 地区独自活動を通じ、見守り・声かけ活動の利用者や協力員が確保できるような形を検討していく。
- 調査結果を反映し、地域の独自のニーズに沿った活動などを検討していく。（20年度一部地域で検討、実施。）
- 想定以上に慎重に、緩やかに進める地区が多い。活動の多様化に沿いながら、体系的な整理を進める。

(4) 小地域活動推進委員会の充実

小地域活動推進委員会は、幅広く小地域福祉活動について協議し、検討していく場として設置されていたが、機能していない状況であった。

今後地区委員会でを行う活動以外の幅広い小地域福祉活動を推進するために、本委員会の活性化を進める。

①小地域福祉活動を行っている団体等の把握と連絡会の開催

本委員会を実施する前段として、まずは市内で小地域福祉活動を行っている団体等の顔合わせから開始する。

②今後の課題

- 19年度の段階で未実施の状態である。今後情報の把握と取り組みにむけた検討を行っていく必要がある。

8 今後に向けて

当会における小地域福祉活動は、従来小地域ネットワークによる「見守り・声かけ活動」のみであったが、その活動自体が停滞し、大きな転換期を迎えていた。今回の協働事業によって、小地域ネットワークからサロン活動等、新たな活動へ展開できたことは、多様な福祉ニーズに対応していくことに加え、ネットワーク自体の活性化となり、非常に大きな意味を有するものであった。今後も活動者の負担とならない範囲で同様の活動を進展させ、体系を整備していく必要がある。

また、地域における多様な福祉ニーズも意識調査から把握することができた。それを踏まえ、より多様な形で地域住民の福祉ニーズを充足し、また活動者として参加できる小地域福祉活動を展開していく必要がある。具体的には、異世代間交流の促進、災害時要援護者の対応等であり、それらの実施に向けた検討を進める。

今後も当会では、ふれあいのまちづくり事業における地区委員会活動を小地域福祉活動の中核としながら、多様な活動について検討、実践していく必要がある。

東京都社会福祉協議会 担当者コメント

(小野明子)

東大和市社協では、市内を8地域に区分し、見守り・声かけ活動を行っています。しかし、ここ数年、協力員のみならず、利用者の減少傾向にあります。そこで本事業を活用し、活動の基盤強化を図るとともに、新しい小地域福祉活動の創設を検討していく土台づくりを実施してきました。

ニーズの掘り起こしのために行った調査では、個人情報という壁に阻まれましたが、調査対象の工夫をし、40%強の回収率を得ました。また、調査結果には、今後の社協事業に活かしていけるような貴重な回答を得ることができ、思わぬ収穫がありました。

地域福祉活動計画の中でも、小地域福祉活動が最重点項目として打ち出されている地域が多々あります。また、本会においても、エリアに着目した小地域福祉活動の展開を提案しているところです。そのような中で東大和市社協の取り組みは、形骸化した小地域福祉活動や担い手の高齢化などの課題を抱える社協にとって、課題解決の1つの手法を示したのではないかと思います。

東大和市社協での取り組みもこれからということが多くありますが、現状の活動と新たな活動をどう導き出し、互いの活動を尊重しあいながら活性化していくか、今後の取り組みこそが重要になってくるでしょう。

資料

「東大和市における地域福祉に関する意識調査」の結果について

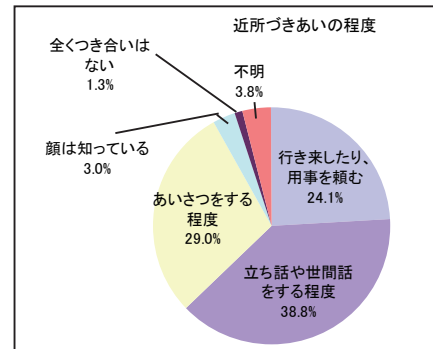
1. 対象者数とその内訳

総対象者数：7,943名 有効回収数：3,195名（回収率 40.2%）

2. 調査結果（※結果の一部を紹介）

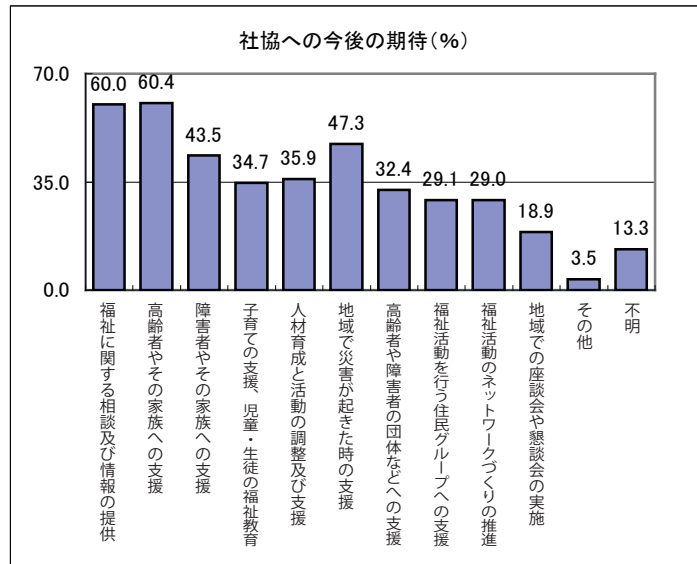
- ①あなたはご近所のかたと、日ごろどの程度お付き合いをされていますか。

近所づきあいについては、多くの方が何らかの近所づきあいをもっているといえるが「全く付き合いはない」も1.3%あり、課題としてとらえることができる。



- ②あなたは社協に今後どのようなことを期待しますか。

「高齢者やその家族への支援」60.4%、「障害者やその家族への支援」43.5%など具体的な直接的援助への期待が高くなっている。また「福祉に関する相談及び情報の提供」60.0%は、社協の本来の役割である福祉の総合的な相談窓口としての期待がうかがえる。また「地域で災害が起きたときの支援」は47.3%に達しており、災害への危機感と対応への期待がうかがえる。



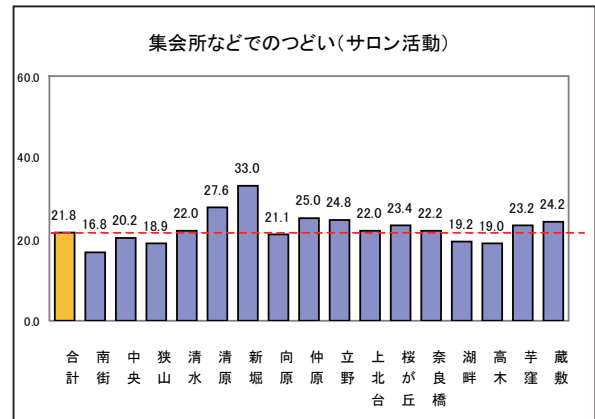
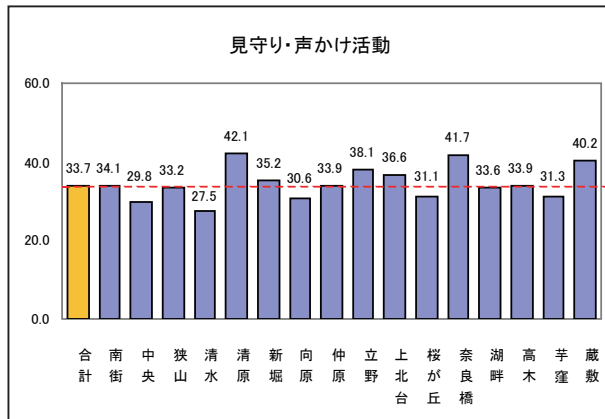
※「高齢者やその家族への支援」「障害者やその家族への支援」「福祉に関する相談及び情報の提供」などは社協として今後対応していく必要がある。

※「地域で災害が起きたときの支援」の結果を受け、小地域を基盤とした安否確認の体制作り等について、20年度検討予定。

- ③あなたはお住まいの地区でどのような福祉サービスを充実させていく必要があると思いますか。

（※「二大小地域福祉活動」を抜粋し、地区別クロス集計結果を記載。）

小地域福祉活動・拠点・ネットワークの構築 東大和市社会福祉協議会



全体平均が「見守り・声かけ活動」33.7%「集会所などでのつどい(サロン活動)」21.8%となっている。「見守り・声かけ活動」は清原、蔵敷など集合住宅の多い地区でより期待が高くなっている。一方「集会所などでのつどい」も地域差が見られ、最も数値が高い新堀、清原では「ふれあい交流会」が実施されている。また高齢化率が市内で最も低い仲原でも高い期待が寄せられている。

※「見守り・声かけ活動」を中心としながら、地区独自活動を実施している。また、既存の組織以外で行う小地域福祉活動の推進とその方法について、20年度検討予定。

地域福祉懇談会を中心とした 小地域福祉活動の推進

1 事業名：「小地域福祉活動のすすめ」～ 東久留米市社協の取り組みから

2 実施期間：平成18～19年度

3 実施社協

社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会（小地域福祉活動担当）

〒203-0033 東久留米市滝山4-3-14

TEL：042-471-0294 / FAX：042-476-4545

4 東久留米市の特色

人口 114,418人 世帯数 49,220世帯

高齢者数（65歳以上） 24,429人 高齢化率 21.4%

（平成20年1月1日現在）

地勢・風土ほか

武蔵野台地のほぼ中央、都心よりも約24kmの西北部にあり、北多摩の東北部に位置しています。西東京市・東村山市・小平市・清瀬市・埼玉県新座市に接し、東西6.5km、南北3.5km、面積は12.92km²です。市の中央部の標高は約50mで、武蔵野台地でも湧水の多い所として知られています。

典型的な農村地帯に大正3年西武池袋線東久留米駅が開設され、物資の流通や人の往来が盛んになりました。また昭和30年代後半から、「ひばりが丘団地」をはじめとする団地が次々と建設され人口が急激に増加しました。

5 総経費 1,500,000円（うち助成金額1,500,000円）

6 取り組みのねらいや背景

（1）経緯

東久留米市社会福祉協議会（社協）では、平成17年3月に「第二次東久留米市民地域福祉活動計画（安心と心ゆたかな地域生活への支援戦略）」を策定しました。この計画の基本理念は、①個人の尊厳と自立した日常生活への支援（ノーマライゼーションの理念）、②市民主体による地域福祉づくり（地域福祉の推進）、③福祉サービス利用者の立場・権利を尊重する地域づくり（人権の擁護）です。特に、社協にとって極めて基本的な部分でありながらも十分な取り組みができておりませんでした「地域福祉の推進」については、

活動計画の前期5年間に実施する事業の筆頭に位置付けています。

また本会は、地域住民に必要とされる社協になるべく、役職員一丸となり地域の中へ積極的に飛び込んで行くべきと考えています。そこで実施計画の中では「小地域福祉活動の推進」とし、きめ細かく地域住民との連携を図りながら、その着実な実施を図るための計画（小地域福祉活動の設計書）を作成し、実行し始めたところでした。

このような中で東京都社会福祉協議会（東社協）から、東京都共同募金会（都共募）60年記念事業の一環としての協力を得て、区市町村社協で地域住民の福祉を拡充するための活動を協働で進めていく事業（新しい社協活動協働開発事業）を行うとの話がありました。この企画では東社協も地域に足を運び、直接住民と接することや、地域の社協の事業に関わりをもつべきと考えており、本会の地域に対する考えと一致しました。

そこで東社協と共に2年間にわたり、これからの小地域福祉活動を推進する、より良い方法を実践しながら検証していくこととなりました。

（2）小地域福祉活動を推進する理由

近年社協は、行政などからの業務委託先として老人福祉センター・障害者福祉センターなどの福祉施設の管理運営から、介護保険事業をはじめとする各種事業の担い手としての役割が事業の大半を占めてきていました。社協は、社会福祉法において、地域福祉の推進を目的とする団体と規定されていますが、多くの社協では、施設運営などの業務に時間と労力を取られているため、本来の役割といえる地域福祉活動にまで十分に機能を果たしにくい状態となっています。

しかしこのまま、この時代において独自性や社協らしさを発揮していかなければ、社協の存在意義を問われるようなことになっても不思議ではありません。社協が無くなってから、社協という組織が必要であると地域住民が考えたとしても手遅れになるという事態がないとは言えません。また前述のとおり、小地域福祉活動を推進することにより、住民の福祉ニーズをきめ細かく把握し、そのニーズについて協議することでお互いに理解を深め、更に地域のニーズをその地域で解決する「住民主体による福祉コミュニティづくり」を果たすことは、社協の基盤を強化することにもつながります。何よりも、社協活動は従来から地域住民や民生委員などに支えられ、育て上げられた性格も持っていることから、地域にあるのが当たり前存在として地域に溶け込んでいるぐらいの組織であるべきと言えるでしょう。従って社協は、日頃から社協活動の基盤である住民（会員）に地域福祉を推進する社協の必要性を理解してもらう活動を怠ってはならないとも考えられます。

このような状況において、地域の関係者や各種団体などの協力を得て実施する小地域福祉活動は、進め方を工夫することによって大きな負担をせずに、社協の本来的役割である地域福祉活動を効率的に推し進めていくことができる事業なのです。今後の社協においては、この小地域福祉活動を基本的な事業と位置付け、それを着実に推進する計画を実行していくことが、行政や民間の法人・組織ではなかなか取り組めない、地域に根ざす社協ならではの活動と言えるでしょう。そしてまた社協活動の基本と言える地域福祉を推進する役割を果たすことで、社協自体の発展に寄与することにもなるので、これからの社協は少しずつでも小地域福祉活動を積極的に取り組むべきでしょう。

❷ 事業内容 —小地域福祉活動を着実に進めるには(東久留米市社協の取組み)—

(1) 東久留米市社協の状況

平成17年度から「第二次地域福祉活動計画」がスタートしました。併せて「組織等検討部会」による福祉基金に依存しない財務構造の見直しから、社協の本来的役割り・社協に相応しい事務事業に整理・純化した「実施計画」が作成され、その中で「小地域福祉活動の推進」が重点事業の筆頭に挙げられました。これまで本会では小地域福祉活動として、「ミニデイホームの立上げ」や「福祉マップ作り」、「子育てサークル支援」など、他市や行政よりも先駆けた様々な取り組みをしてきました。しかし結果的にそれらは、単発・散発的で、何よりも計画性・継続性に欠けていると言わざるを得ないものも多々ありました。また、「地域福祉懇談会」も市内を3地域に分けて実施してきましたが、ある程度の参加者は見込めるものの、本会からの説明に終始したり、むしろ参加者が多すぎて、良い意見を持っている方がいても、発言に至らないなど、懇談とは到底言えないものになってしまいました。参加される顔ぶれも見慣れた人ばかりで、新たな発想や意見がなかなか聞けないなどの問題もありました。

(2) エリア設定

これらの反省から、まず小地域の単位は、きめ細やかなサービスを提供していくためにも、できるだけ小さく設定し、地域性や条件次第で変更していくべきであるとなりました。そこで、一般的な区分けである小学校区域（市内15校、1地域平均人口約7,600人、約3,300世帯）では大きすぎることに、小地域福祉活動を実施していくうえでのパートナーとして民生・児童委員協議会の協力を仰いだことから、その民生委員の担当エリア（市内で74地域）を基準とすることになりました（1地域平均人口約1,500人、約670世帯）。但し、民生委員の欠員エリアや地域性（同じ団地であるとか、反対にお互いに補完できる環境にある）など合同での開催が効果的と考えられるところを勘案することで、約50地域に区分けされました（1地域平均人口2,300人、約1,000世帯）。なお、このように地域を細分化したことで、地域で実施していく件数は必然的に増えるため、最初から全ての地域で行うのではなく、5年間かけて市内全域に広げていく計画となりました（初年度10か所、次年度20か所と続く）。

《データ》

東久留米市の人口
114,418人
東久留米市の世帯
49,220世帯
東久留米市社協会員数
6,338件
平成20年1月1日現在

(3) 地域の社会資源の活用・ニーズを知る

基本的なエリア分けができれば、そのエリアごとに、どのような福祉課題があるのか、活用できる社会資源は無いのかなどを調べていきます。そのためには、住民から地域についての話を聴く「地域福祉懇談会」の開催が有効です。地域の福祉ニーズを知るだけでなく活動可能な人材・組織などの情報も得ることができます。開催に当たっては、地域の福

社関係団体などに協力を呼びかけます。

(4) 地域福祉懇談会の開催

① 地域福祉懇談会を着実に実施していくためのポイント

<「箱モノ」のある地域から>

懇談会を開催するには、参加者が集まる会場が必要となります。一般的には公民館や集会所などの公共施設で、参加者にも所在地がわかりやすく、今後、小地域福祉活動を行っていく上での活動拠点としても利用することができます。そこで、まず懇談会を開催する地域としては、このような「箱モノ」のある地域から選ぶことが無難でしょう。懇談会も何回かやってみると、少しずつ慣れても来ます。集まる場所がない地域も必ずありますので、懇談会に慣れてきたところで会場探しをすれば、意外な場所を見つけることも出来るかもしれません。

<開催日は平日昼間が基本>

懇談会では、地域住民の意見などを聴くことが大きな目的ですが、出された課題の解決を図ることや活動できる人を探すことも重要な目的の一つになります。そのためにもまずは、土日や夜間しか時間が取れない人では、活動の幅が狭いので、平日の昼間でも時間がとれる人から探していくことになります。そこで、懇談会の開催も、先々の活動時間帯に合わせた平日の昼間に開催することから始め、余裕が出てきたところで、土日や夜間の開催も検討していくのが良いでしょう。

<行政や関係機関・団体を巻き込もう>

社協自体の財力や専門性には限りがありますが、社協と連携が図れる組織は行政を含め多く見込まれます。具体的には、行政や民生・児童委員協議会はもちろん、自治会やマンションなどの管理組合、婦人会、子ども会、老人クラブや障害者団体やボランティア団体・NPO 団体などなど果てしなく続きます。中には、地域包括支援センターなどは、むしろ自分たちでも地域住民との懇談会を開催することを考えていたが、そこまで手が回らないので助かると言われる。社協としても懇談会では、高齢者の介護などに関する質問や意見が多く、必要な情報を提供してもらえます。このような関係団体に必要に応じて協力を求めることで、懇談会がより充実すると同時に、地域での具体的な活動が立ち上がろうとした時に、大きなサポートが得られやすくなります。

<社協の会員に呼びかけよう！>

懇談会の参加対象はあくまでも地域住民全員ですが、初めから欲張り過ぎては途中で息切れしてしまいます。また懇談会に（嬉しいことではありますが）50人も100人も来られても話ができないどころか、会場にさえ入れないこともあります。そこでまず手始めとしては、社協の住民会員を主として呼びかけるぐらいが丁度よいでしょう。会員に対してのアピールやサービスにもなり、末長く社協を支えてくれるようになるでしょう。何回かやってみたとところで次には参加者や会員の口コミで広げていってもらうと効果的でしょう。

② 地域福祉懇談会の具体的な流れ

【事前準備】

○民生委員との打ち合わせ

地域特性（人口・高齢化率・住環境など）・日程・会場・関係者・周知方法など

○会場の確保

公共施設・地域の集会所など

○周知・案内

会員・関係機関への通知作成、配布

※会員宅には、地域の民生委員さんにポスティングしていただきます（毎年会費集金をしているため、家の所在地を承知している。1人50～100件ほど）。職員も（事務局集金の会員分などを）できるだけ配達に回わり、地域を直接見ることも必要。

【懇談会当日】

○会場づくり

口の字・教室型・車座など、表示、受付準備

○参加者への配布物

参加票・アンケート・飲み物・社協の案内など

○役割分担

司会・進行：社協職員、開催挨拶：局長ほか、記録（ICレコーダー、デジカメ）：社協職員

○懇談

①主催者挨拶及び趣旨説明。記録のための録音・撮影などの了解も得ておきます。

②まずは参加者の緊張をほぐし話しやすくするために自己紹介（氏名・地域・取り組み・参加のきっかけ・期待することなどについて）を行います。参加者相互の情報共有、話のきっかけづくりにもなります。

③自己紹介などで出された話を具体的に聞いたりすることで話題を広げます。この時、参加者と社協だけでなく、参加者の質問・疑問に別の参加者に答えてもらうなど参加者同志の話のやり取りができるようにも促します。

<例>近所のアパートの若者のゴミの捨て方が悪い。直接注意したいが、暴力を振るわれるのが怖く黙っている。→アパートの大家から注意してもらおうというのでは…

④できれば最後に内容の確認、次回以降の進め方について確認します。進行状況によっては、無理にその場で結論や方向性を絞る必要はありません。根気強く懇談会を2回、3回と繰り返していく中で、地域事情に合った取り組みを見出していくぐらいの余裕を持って進めるぐらいで考えます。

○アンケート用紙の記入・回収

《懇談会を進める上での注意》

参加者を集めるにはテーマを絞ると効果的ですが、懇談会の目的は地域に埋もれている課題を見つけ出すことにあります。まずはテーマをあまり絞り切らず、自由に話してもらえるように心がけます。

【懇談会を終えて】

○記録の作成

一言一句を記録する必要はありません。ある程度要約してよいでしょう。またあまり時間を置かずに作りましょう。

【アンケート集計】

今後の参考にはもちろんですが、言いたいことがあっても人前で発言するのが苦手な人や、時間の関係で話しきれなかったものなどのフォローにも使えます。

【今後の進め方についての協議・打ち合わせなど】

③ 地域福祉懇談会での意見いろいろ

- 高齢者は、理解が得られると、とても協力的になる。また、一度活動に参加すると良さがわかり、また参加するようになる。
- 家事援助のヘルパーを利用している。サービスに不満があるが、直接言えないため困っている。どこに相談したらよいか。
- 公園の清掃をボランティアでやっている。通りがかりの人から「ご苦労様」と声をかけられると励みになる。
- 自治会へ加入する人が少なくなってきたが、災害などの有事には有効な組織なので、その点を強調すると良い。
- 各種団体において、世話人など役員のなり手が不足してきている。
- 本来、地域懇談会などには、参加の呼びかけをしても来ないような人たちに来てもらいたいものである。
- これだけの組織（社協）を今後作っていくことは困難なので社協をもっと活用すべき。
- 70歳になるが、妻に先立たれて、食事や将来に不安がある。
- 近所の独り暮らし高齢者を気にかけている。新聞や郵便物などがたまっていないかなど注意してみている。
- 近くのアパートの若者がゴミの捨て方が悪い。市から注意してもらえないか。
- （老人クラブで）災害時に備え、近隣の独り暮らし高齢者の所在を知るため市に情報提供を求めたが、個人情報のため教えてもらえなかった。

8 事業の課題及び成果・効果

(1) 地域福祉懇談会からの活動の芽生え

地域福祉懇談会では様々な地域住民の生の声を聴くことができます。それを具体化し、実際の活動につなげていくことにより、小地域福祉活動として地域に根付いていくものになっていきます。

<建替えのあった団地でのミニデイ・男性の料理サークル（一人暮らし高齢者の「老後も安心！塾」）>

高齢独居で、他と繋がりが少ない人が多いという実態が地域福祉懇談会の中でわかりました。そのことがきっかけとなり、団地の中にある老人福祉センターの休館日を利用し

て、簡単な会食会や趣味活動を行えないかなどの要望から、地域の介護保険サービスを提供しているNPOが呼びかけ、社協を含む、その施設を管理している別のNPOや地域の民生委員などが企画に携わり、新たな事業が始まりました。社協はボランティアセンターに登録している食事作りのボランティアを紹介したり、それぞれが自分たちのできることを少しずつ出し合って、長く続けていけるように組み立てる。



<民生委員を中核とした「ミニ見守りネットワーク」>

行政のシステムで「見守りネットワーク」事業がありますが、既に地域の中で個人個人が、近所の気にかかる高齢者の見守りを行っている人が数人おり、その見守りをしている個人と地域の民生委員や地域包括介護支援センターを繋げる「ゆるやかな仕組み」を作り始めています。緊急時の連絡先や困った時の相談窓口などを記した「便利帳」を作成し、それを気になる高齢者に配り、活用してもらおうと同時に、声かけの切り口にしていきます。

<地域での災害弱者についての取組み>

当該地域の災害弱者に対して、地域で対応していく重要性を認識した住民が、防災活動を取り組み始めています。具体的には、地域ごとに世話人をおき、今後の広報活動や要保護者とのパイプ役としての役割を果たしてもらいながら、防災マップ作りなどに取り組んでいく動きがみられます。社協も、打ち合わせ会に参加し、情報提供しながら活動が軌道にのるよう援助します。

(2) 地域福祉懇談会から思いがけない収穫も

地域福祉懇談会は、準備から開催まで、ある程度の時間や労力がかかります。それでいて、即効性があり、大きな成果につながることは、あまり期待できません。しかし根気強く続けることで、具体的な地域福祉活動につなげるという目的を達成するだけでなく、思いがけない副産物を得ることもできます。

<地域事情を考慮した、住民に真に必要な事業の支援ができる>

真に住民の生の声が聞けます。参加者が多いと、なかなか発言を躊躇する人も、ほどほどの人数だと、思い切って話してくれます。例えば団地の建て替えのあった地域では、新しく建て直された団地に入れても、これまでの近所の顔見知りの人も一緒とは限らず、別の土地に引っ越したように孤独を感じるという意見が聞かれます。新しい建物で快適な生活が送れる半面、建物の取り壊しとともに、これまでの人間関係まで失う人がいること、それも年老いてからは、新たな人間関係を築くのは容易でないため、孤独になりやすいということを知ることができました。

<参加者同志の意見交換や情報の入手などに役立てる>

ヘルパーに対しての不満はどこに相談したらよいかなどを、知らない人も意外に多いことがわかります。介護保険関係の団体が参加して入れば、そこからお答えいただくのもよいでしょうが、実際に不満を申し立てにいったことがある人がいれば、その体験談をしてもらうことで、より具体的に理解することができるでしょう。このように、参加者同志の情報のやり取りも積極的に勧められるような雰囲気づくりをすることが必要です。

<地域の情報が得られる。→優秀な人材（地域資源）の確保・新たな事業のヒント>

地域は意外に広いものです。参加者自身だけでなく、近所には、ひとりで清掃活動や花を植える活動を行っている人もいるなどの情報を得ることもできます。また、地域住民でなければ気付かない地域の課題などから、社協活動の新たな取り組みのヒントとなる情報を得ることも考えられます。

<社協（活動）のPRになる。→懇談会実施自体が実績となる>

興味関心のない人に、例えば地域福祉権利擁護事業を説明しても、なかなか理解してもらえませんが、懇談会の中で一人暮らし高齢者の支援についての話になった時に、ヘルパーや見守りだけでなく金銭管理などの必要性について話すと関心を示してもらいやすい。このように、社協の話を前面に押し出すのではなく、話の中で関連する社協の取り組みについて説明すると理解が進み、社協活動の良いPRにもなります。

<住民（会員）や関係機関（民生委員ほか）との連携・信頼関係が保てる>

顔が見える関係は強いものです。関係機関も地域の情報を求めています、準備などに手間暇がかけられないため、社協が開催すれば、それだけでも評価・活用され、連携づくりのきっかけになります。

<職員の研修にもなる。→企画力・住民との対話技術・担当していない社協事業など>

いつもの顔なじみで、好意的な見方をしてくれる人ばかりの集まりと異なり、どんな人が、どんなことを聞いてくるかわからない。中には社協を知らない、役所の一部と誤っている人も少なくありません。このような状況で、生活上の困りごとなどの話を引き出すことは、社協の職員としては必要な技術（ファシリテート・コーディネート）が求められます。また、当然のように社協の事業についても説明を求められることがあります。自分の組織の事業について担当でなくても、ある程度答えられなければなりません。必然的に社協業務についても積極的に学ぶ姿勢が重要になります。

⑨ 今後に向けてー地域福祉懇談会から新たな社協活動の可能性 自治会の支援ー

地域福祉懇談会には、自治会の会長や役員などを行っている方々も多く参加していますが、自治会の活動について伺うと、会自体はあるものの、あまり活動していないという声がよく聞かれます。実際、加入率も減少傾向で、東久留米市でも世帯単位の加入率は、全体の

実践報告

43%程度（※マンションの管理組合などは含まず）と半数を大きく下回っています。また行政も自治会は文字どおり自治組織であるため、直接的な支援をするのが困難であると考えられています。昨今では、「団塊の世代」が大量に地域に戻ってくるとか、防災・防犯などの活動を地域で行うことが求められているなど、自治会に寄せられる期待は大きなものになっていますが、その多くは十分に答えられない状態にあるのが実態のようです。

但し加入率が半数を割っていると言っても、社協の会員加入率よりも多く参加されています。また形骸化や高齢化しているものの、ある程度の組織形態は成しています。一から地域福祉活動ができる組織を立ち上げることを考えれば、会によっては、わずかな支援で様々な活動につながる自治会もあることが考えられます。

そこで今後、社協が小地域福祉活動において重点的に取り組む方向の一つとして「自治会の活用」が考えられます。もちろん既に多くの自治会とは共同募金事業など様々な関わりを持っていますが、更にその関係を広め、深めることで、新たな社協活動の可能性が広がって来るでしょう。

小地域福祉活動推進ハンドブック



東京都社会福祉協議会 担当者コメント

(小野明子)

東久留米市社協では、地域福祉活動計画の中に位置づけた「地域福祉懇談会」について本事業を活用し具体化しました。「地域福祉懇談会」は活動計画を策定するという位置づけではなく、小地域福祉活動の1つのメニューとして実施しているところに大きなポイントがあります。また、そのエリアを住民に近いエリアである「民生委員の担当エリア」に着眼し実施していることもポイントの1つといえるでしょう。また、実施体制について、懇談会を自分の担当業務に関係なく、社協の職員全員（プロパー）で行ったことは、職員一人ひとりの資質向上にも大いに役立ったと考えられます。

今回の取り組みは、『地域の課題をいかに知るか。職員が地域に出向き、話を聞く』社協本来のスガタがそこに垣間見られます。今後、地域福祉懇談会で聞かれた様々な住民の声を社協としてどう捉え、どのような事業展開を図っていくかが問われてくることと思います。

地域拠点としての福祉ショップづくり

❶ 事業名：福祉ショップ「きずな」設置事業

東京都多摩市落合1丁目40番地2
多摩センター駅バスターミナル前

❷ 実施期間：平成18年度

❸ 実施社協

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（法人管理課事業係）
〒206-0032 東京都多摩市南野3丁目15番地1
TEL：042-373-5611 / FAX：042-373-5612

❹ 多摩市の特色

人口 144,823人 世帯数 64,326世帯
高齢者人口 26,130人 高齢化率18.04%
多摩ニュータウン開発事業により、都市化されたまちです。面積21.08平方キロメートルうち、ニュータウン開発事業関係の区域が約6割を占め、人口は67パーセントとなっております。

❺ 総経費

1,635,576円（うち助成金額1,500,000円）

❻ 事業の目的・背景

この事業の背景といたしましては、多摩市の西南、多摩ニュータウン地域の中心に位置する多摩センター駅のバスターミナル前に、多摩センター駅前地区を管理するために設けられた「多摩センター駅前広場管理棟」の一部が未使用になっていたため、多摩市はこの場所で公共サービスを実施したい意向を持っておりました。

私ども多摩市社会福祉協議会としては、福祉情報を市民に提供しながら、市内の障がい者団体が製作した自主製品を常設店舗で販売することにより、障がい者の就労活動支援を図りたいとの意向があり、事業化の検討を進めてまいりました。

そのような状況の中、東京都社会福祉協議会から「新しい社協活動協働開発事業」のお知らせを頂きましたので、早速応募をさせていただきました。

7 事業内容

- (1) 店名 福祉ショップ きずな
- (2) 開設状況
 事業開始日 平成18年10月27日(金)
 営業時間 午前10時～午後7時(日曜日は午後5時まで)
 休業日 月曜日、祝日、年末年始休業
 施設面積 52.5㎡
 19年度営業日数 300日
- (3) 売上げ状況 (19年度)
 一般商品売上げ 9,511千円(販売手数料15%～25%)
 バス共通券売上げ 10,672千円(販売手数料1%)
- (4) 小規模作業所等
 〈多摩市内〉

団体名	自主製品
アロマ	鍋敷き、クッション、ナプキン
色えんぴつの家	さしこ
草むらの会 遊夢	弁当、惣菜、漬物、ジャム、あんみつ
どんぐりパン	パン、クッキー、さおり織り
工房マテリアル	バッグ、ティッシュカバー、スペアーノート
若人塾	財布、しおり、印鑑ケース
ぐりーんぴーす工房	クッキー、パウンドケーキ
ちいろばの家	ティッシュ
れすと和田	クッキー
豆富工房れすと	豆腐、プリン
グループTOMO	パウンドケーキ
つくし作業所	陶器
第2つくし作業所	紙すき製品

〈近隣地区〉

木馬工房	トンボ玉
もぐらハウス	スモークチーズ、炭製品

◎店頭販売

- *豆富工房れすと(毎週火曜日)、*どんぐりパン(第1・4木曜日)、*遊夢(不定期)
 *東京グリーンシステムズ(不定期)

(5) 市内事業所

多摩市農産加工組合	味噌
もぐらハウス	スモークチーズ、炭製品

(6) 市受託業務等

多摩市立図書館予約本の受け渡し
多摩市粗大ごみ処理券販売、
ふるさとマップ、都市計画図、白図販売
バス共通券販売

(7) レンタルスペース

わらべ、短冊、ベスト、マフラー、ネックレス、ビーズ指輪、手編みレース、小物入れ

(8) イベント等

恵泉女学園大学 販売ボランティア（不定期）、*ハロウィン（10月28日）

施設関連状況

福祉ショップ「きずな」は、多摩センター駅（1日乗降客12万人）バスターミナル前に開設しておりますが、鉄道利用者の多くは京王・小田急の両駅の改札口（2階部分）から福祉ショップの上に設置されている歩道（デッキ）渡って、周辺の百貨店やスーパーマーケット等に流れて行ってしまいう状況にあります。

また、店舗施設借用に際し、所有者である多摩市よりいくつかの条件が示されました。

【店舗借用条件】

- * 障がい者の就労体験、活動の機会を設ける。
- * 市内の福祉関係団体および大学との協働・連携を図ること。
- * 多摩市社会福祉協議会の活動PRを行う。
- * 店舗開設に伴う、施設改修費等の資金援助は行わない。
- * 施設の賃料は、当面免除する。3年後に見直しを行う。
- * 多摩市社協の自主財源の一助になるようにすること
- * 多摩センター駅周辺の活性化と本市の観光PRの展開

店舗開設への取り組み

【小売業活動への新規参入】

多摩市社協としては、小売業への参入は当然、初めてであり、何から手をつけていったらいいのか、気持ちが焦るばかりで、なかなか具体的な動きに進みませんでした。

まず、この事業の位置付けをどのようにしようか？

- * 形態は、小売業であり収益事業だ。でも、必ずしも儲かる保証も無い。
- * 障がい者施設の就労支援の一環として行うのであり、販売手数料も低く抑えて行う。
- * さらに、各種の福祉相談の窓口連携や福祉情報の発信も大きな役割として、運営していく計画であり公益事業として位置づけるべきだ。

など、いろいろな意見が出されました。

【自己資金ゼロ】

資金面は、財力の乏しい多摩市社協ですので、「新しい社協活動協働開発事業」の助成金を原資として、施設整備等をしていくことといたしました。

このため、店舗運営に必要な備品などは、既存施設にあるものを活用したり、リサ

イクルショップを回って調達したりいたしました。その結果、陳列棚などはいろいろな形態の物が並び、不揃い感は否めません。

【商品揃え】

一番大切な取扱商品は、小規模作業所で製作したものを中心に揃えて行った訳ですが、各作業所の規模や生産能力はさまざまであります。また、食品はクッキー、パン、パウンドケーキなど各作業所とも競合する製品が多く見られます。

食品以外の物も、陶器、さおり織り、小間物など製品の種類としては、決して多くはなく、また、品数も限られてしまいます。

ご来店していただいたお客様に、またご来店いただくには、お客様に必要な物、興味がわく商品を揃えておくことが必須ですが、この品揃えが難しい課題です。

8 店舗開設の成果、効果

平成18年10月から福祉ショップきずなを開店いたしまして、その効果がどのように現れたかということになりますが、多くの小規模作業所では製品を製作しても、それを販売する店舗等を有しておりません。

クッキーやパンは、市内の保育園や学童クラブへ納品したり、他の障がい者団体が運営している施設に納品したり、一定の販路開拓を行っておりますが、陶器やさおり織り、小間物などは、「福祉まつり」や地域のお祭りなどの際に出店販売を行っておりますが、その機会は年に数回と少なく、多くの製品が倉庫に眠っているのが現状です。

今回の福祉ショップきずなの開設で、これらの商品が常設展示でき、少しでも多くのお客様の目に触れ、販売と福祉施設の紹介、理解に繋がってきているものと受け止めております。

また、図書館の予約本の受渡し業務も市民に徐々に浸透し、福祉ショップへの来店者数（1日46名）も増加をしてきております。この利用者も商品販売の拡大に繋がってきているものと思います。

いずれに致しましても、小規模作業所の方々からは、製品販売の道が一つ開けたことに対する評価の声をいただいております。

また、福祉ショップきずなの前にて、各小規模作業所の所員等による店頭販売も開始し、製品のPRや障がい者の社会参加・就労支援の一助になっているものと思います。

9 今後の事業展開・課題

【お店の広告】

店舗は、駅のバスターミナル前で好立地であります。人の流れはお店の上を通過しているので、看板設置をし、お客様の誘導を図る必要があります。

【商品揃えの充実】

現在、市内の福祉団体の製品だけでは、品揃えとして十分とは言えず、近隣の小規模作業所にも出品いただいておりますが、今後とも商品調整を行いながら周辺の小規模作業所に協力をいただきたいと思います。

【製品の充実】

福祉施設の製品といえども、購入いただくお客様はスーパーマーケットの商品と比較

実践報告

もしております。その商品の品質、値段等で支持をいただけるようにしていかなければなりません。

そのような視点では、食品については、原材料の表示はより正確に、また、製造日や賞味期限も漏れの無いようにと製造者との連携も図っております。

また、評判の良い商品でも、生産体制の関係から必ずしも商品供給が十分に行えない場合も少なくありません。

製造現場では、所員の活動予定、作業時間等は、容易には変更できないケースも多くあります。

いずれに致しましても、常設店での顧客情報を作業所に伝え、商品としての品質向上と需要に応じられる検討など、障害者の就労支援の拡大を図っていく。

【福祉相談】

もう一つの大きな事業として、福祉相談の窓口連携の充実を図る計画ですが、現在、店頭スタンドを置き、福祉活動・市民活動の情報提供をしておりますが、更にその充実を図りながら職員の研修も実施していきたいと考えております。



オープン準備中



小規模作業所による店頭販売



オープン間もない店内



店内風景（小規模作業所製品・食品）



店内風景（雑貨品）



店内風景（レンタルスペース）



店内風景（服飾品）

東京都社会福祉協議会 担当者コメント

（池田明彦／真鍋亜紀）

多摩市社協のある総合福祉センターは、唐木田駅より距離があり、やや不便なところにあります。今回の取り組みは、市保有地を活用した新しい地域福祉活動の拠点づくりという意味があります。立地としては、多摩センター駅のバス停にあり、ショップの内容によっては、多くの方が立ち寄り、福祉に関心を持ってもらえる可能性があります。

当面、障害者団体の物品の販売等を先行させていますが、目的の一つである「福祉情報の提供」や「総合福祉相談の窓口」としての機能を持つことが今後の課題となります。また、ショップの活用方策を更に検討し、有効利用を進めるための、関係団体等が参加する運営委員会のような場を設置することもよいと思います。

多摩市社会福祉協議会 福祉ショップ きずな

場所：多摩センター駅バスターミナル前

営業時間：午前10時～午後7時（日曜日は午後5時まで）

休業日：月曜日・祝日・年末年始

★ 福祉作業所の製品販売～お菓子・豆腐・陶器・雑貨など

★ 図書館予約本等の受け渡し

図書館の予約資料を受け取る事ができます。

※問合せは直接図書館へ 図書館 ☎042(373)7955

★ 市有償配付

ふるさとマップ、都市計画図、粗大ごみシールなど

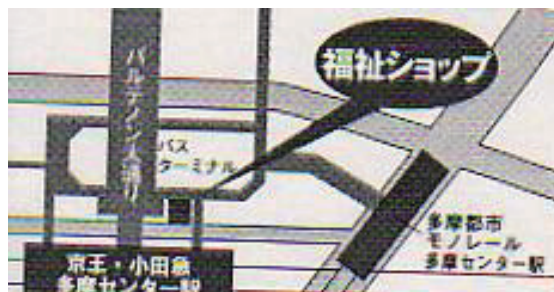
★ イベントも随時開催

♥ バス共通カード販売

♥ レンタルスペース 手作り作品の販売などを予定

ご来店お待ち
しています！

みんなであそぼ！



4番バスのりばの前です

♥ 皆様のご協力を戴きながらお店づくりをしていきます ♥
多摩市社会福祉協議会「福祉ショップ」電話042(338)1136

平成19年度 福祉ショップきずな運営状況報告

1 売上 (金額:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般	748,250	775,978	795,160	713,074	634,782	652,557	824,613	805,905	885,980	719,713	817,624	1,137,585	9,511,221
バス券	884,000	961,000	971,000	951,000	1,051,000	945,000	945,000	829,000	803,000	815,000	734,000	783,000	10,672,000
計	1,632,250	1,736,978	1,766,160	1,664,074	1,685,782	1,597,557	1,769,613	1,634,905	1,688,980	1,534,713	1,551,624	1,920,585	20,183,221

2 売上原価

仕入れ	1,291,703	1,207,655	1,915,834	1,285,779	1,373,984	1,353,975	1,897,823	1,589,632	1,357,958	1,802,326	1,482,943	1,762,893	18,322,505
-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------

3 販売管理費

人件費	251,992	231,515	462,554	248,122	239,925	259,842	241,625	243,492	466,976	224,122	224,122	233,382	3,327,669
消耗品	6,488	3,199	21,908	7,720	9,669	12,676	6,967	13,642	16,376	5,719	7,851	2,248	114,463
備品		107,180		125,799			77,410				16,130		326,519
通信費	8,084	10,477	8,999	8,042	9,517		17,670	8,612	8,757	9,934	6,794	9,330	106,216
水道光熱費	35,582		68,504	34,229	46,356		88,077	36,181	43,037	47,374	48,318	40,321	487,979
支払手数料			630	1,100	890		1,260	1,575	1,260	1,050	1,785	1,050	10,600
雑費	200		577	577	2,577	577	577	10,577	19,763	577	4,517	577	41,096
計	302,346	352,371	563,172	425,589	308,934	273,095	433,586	314,079	556,169	288,776	309,517	286,908	4,414,542

4 業務委託手数料等

図書貸出	52,500			195,300	65,100	65,100	65,100	65,100	65,100	65,100	65,100	65,100	703,500
ごみ処理券	17,766				20,286			28,434			35,070		101,556
ふるさとマップ	792		1,200		1,008		880				1,440		5,320
自動販売機	31,805	45,247	56,050	50,920	72,791	57,053	48,236	48,183	48,488	40,891	42,888	46,496	589,048
預金利息					494						1,054		1,548
計	102,863	45,247	57,250	246,220	159,679	122,153	114,216	141,717	113,588	105,991	145,552	46,496	1,400,972

5 当期利益

	141,064	222,199	-655,596	198,926	162,543	92,640	-447,580	-127,089	-111,559	-450,398	-95,284	-82,720	-1,152,854
--	---------	---------	----------	---------	---------	--------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	------------

6 その他

①レンタルコーナー…… 契約者25名、延べ73回
②チケット受託販売……10団体

7 図書利用者

営業日数	25	24	26	26	27	25	26	24	23	24	25	25	300
貸出利用者数	680	774	823	929	949	905	1,037	1,058	986	1,058	1,201	1,155	11,555
貸出本冊数	1,172	1,467	1,435	1,700	1,801	1,905	2,220	2,302	2,159	2,201	2,256	2,089	22,707
返却冊数	1,286	1,346	1,480	1,579	1,876	1,908	2,107	2,153	2,082	2,331	2,554	2,338	23,040

稲城市福祉関係事業者連絡会の設置と その運営について

❶ 事業名：福祉関係事業者連絡会運営事業

❷ 実施期間：平成18～19年度

❸ 実施社協

社会福祉法人稲城市社会福祉協議会（地域福祉係）

〒206-0804 東京都稲城市百村7 稲城市福祉センター内

TEL：042-378-3366 / FAX：042-378-4999

❹ 稲城市の特徴

人口 81,282人 高齢化率 15.5%（いずれも5月1日現在）

新宿から西南に25km、南多摩地区の東端に位置する。市内は10地区に分かれ、そのうち3地区が多摩ニュータウンとして開かれた。それぞれの地区に地域性があり、特に旧市街地では住民の愛着も深い。旧市街地とニュータウンの共存による新しいコミュニティの創造を目指している。

❺ 総経費

1,494,000円（全て助成金にて対応）

❻ 稲城市福祉関係事業者連絡会の設置の趣旨

従来、社会福祉事業の実施主体は、自治体か社会福祉法人であることがその原則であったが、社会福祉基礎構造改革による一連の法改正により、今日では、NPO法人や株式会社など多様な法人の参入も可能となり、稲城市内でも様々な法人が社会福祉事業の実施主体となっている。また、稲城市が独自に実施している福祉関連事業（補助事業）や社会福祉協議会が支援する各種事業においても、NPO法人はもとより、任意団体の活動も大きな位置を占めている。こうした状況の中、稲城市の特性を見たとき、人口規模や面積、地域特性によるものであろうが、関係機関の連絡・調整・連携については、これまで比較的スムーズになされてきたように思われる。

様々な事業者が市内で今後、福祉関連事業を展開することは明らかであり、その規模が拡大していくことは目に見えている。それぞれの法人、団体など事業者が、経営理念、ポ

リシーを持ち事業展開をしていく中、それぞれの考え方を尊重しながら、住民の自立した生活を支援することを目的に事業の展開をしていくことが望まれる。

さらに、稲城市全体として福祉事業をどのように展開をしていくのか、その方向性や目標について、全ての事業者が共有していくことが望ましい。それらを見据えた中で、それぞれの事業者が独自性を発揮し、事業展開をすることにより、稲城市全体の地域福祉の向上が期待できると考える。

そこで、稲城市内の福祉関連事業者の連携システムを構築するため、「稲城市福祉関係事業者連絡会（以下、連絡会）」を設置し、市内の事業者が、同じ目標や方向性を持ち、福祉事業を実施していきたい。そして、連絡会を通して、地域住民の福祉の拡充や地域福祉の推進に寄与していきたい。

尚、既に業務上では機能別や対象別の連絡会、調整会議などが実施されているが、連絡会は、法人や団体を対象とするが、既存の業務連絡会・調整会議の上位組織として位置付けるものではない。

7 稲城市福祉関係事業者連絡会の運営について

(1) 連絡会の目的

- ①稲城市における地域福祉の推進に伴う課題や目標の明確化及び共有化を図る。
- ②稲城市内における各事業者の事業、及びそれらの事業の位置づけについて理解の共有化を図り、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを支援する。
- ③上記により、各事業者が対象ごとの縦割りの関係ではなく、住民が抱える生活上の課題を多面的に捉えて事業者が連携を図り、地域全体で課題に取り組む体制を構築し、地域福祉の発展に寄与する。

(2) 連絡会の運営について

連絡会は、高齢、障害、児童など対象ごとの事業者の枠を超えて、稲城市に拠点を置き、事業を実施する法人や団体を対象とする。機能別や対象別の連絡会や調整会議などが実施されているが、連絡会は、法人や団体を対象とし、既存の業務上の連絡会や調整会議の上位組織として位置付けるものではない。

運営については、幹事会を設けて運営や大まかな事業計画などを検討し、連絡会に諮っていく。また、連絡会で出された意見をもとに事業や研修などを実施する。

(3) 連絡会参加団体

事業主体	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
社会福祉法人	6	6	6
医療法人	1	1	1
NPO 法人	3	3	3
任意団体	3	3	3
民間事業者	4	9	8
合計	17	22	21

8 連絡会の事業内容

①研修事業

連絡会では、サービスの利用者や住民が抱える課題の背景や地域や事業者に求められている視点を養うため、事業者を取り巻く社会福祉の動向をはじめとした直面する課題をテーマに研修を実施した。

実施した研修内容

- ・福祉事業者を取りまく動向と今後の方向性ー5年後の私たちの仕事はどう変わっているのか？ー
- ・市町村における地域福祉推進と「福祉事業者」の使命及び役割
- ・これからの権利擁護と福祉サービス
- ・ソーシャルワークの視点からみる個人情報の活用と保護
- ・新潟県中越沖地震被災した福祉施設での支援活動から学んだこと



稲城市福祉関係事業者連絡会での研修の様子

②協働・研究事業

- ・住民に稲城市内の福祉事業者についてわかりやすく情報提供を行うために、連絡会のホームページを開設する。ホームページでは、市内の福祉に関する施設、事業者、事業内容が簡単に検索できるよう工夫を行った。

稲城市福祉関係事業者連絡会ホームページ <http://inagi-fukushi.net/>

- ・災害時における各施設、事業者の役割について協議する。連絡会において、災害が起きた際の取り組みについて情報交換を行ったところ、各事業者ともに施設における対応は検討されていたが、地域を包含した取り組みにまでは至っておらず、地震で被災した施設で支援活動を行った施設職員を講師に研修を手始めに、今後は災害も視野に入れたネットワークのあり方などを具体的に検討していく。

③協働による市民への情報提供・相談対応機能の構築

- ・連絡会のホームページを活用して、住民にわかりやすい市内の福祉サービスの情報

を提供する。また、住民がメールなどで個々の事業者気軽に相談ができ、ワンストップ対応が可能となるようにする。

- ・事業者間においても情報交換や連絡ができる仕組みを作り、住民からの相談に応じて、適切な機関につなげる。連絡会を通して、高齢、障害、児童など市内の福祉サービスを把握することで、ソーシャル・サポート・ネットワークの形成の一助とする。

④情報交換、日常的連携

- ・各事業における課題、今後の事業展開について情報交換を行い、連携をとりながら、住民一人ひとりの生活を支援するネットワークを構築する。

事業の効果

(1) 情報交換

連絡会や研修を通して、各事業者の担当者と顔を合わせることで、事業者間の相互理解を図ることにつながった。また、高齢、障害、児童などの対象の枠を越えて、市内の事業者が参加しているため、市内の福祉事業者や福祉サービスについて理解を深めることができる。さらには、サービス提供を行う際に連携が取りやすくなっていることは言うまでもない。こうした積み重ねが、地域で自立した生活を支援するソーシャル・サポート・ネットワークに発展している。

(2) サービス提供の質の向上

- ・上記のように情報交換により、各事業者が提供するサービスについて把握することが容易になり、支援が必要な方に情報やサービスを紹介することにつながっている。
- ・事業者間で情報の交換や意見交換、連携を図ることで、利用者や住民のニーズを把握することができる。
- ・連絡会で研修を行うことにより、それぞれの事業者が抱える課題や関心のあることをテーマに開催することで、サービスの質の向上につながっている。事業者の中には零細であったり、職員が少ないために遠方や費用負担のある研修に参加しにくいこともあり、市内で気軽に研修に参加することができることは有益である。また、地域が直面する身近な課題を研修テーマに設定できることも、研修を実施する意義が大きいといえる。

(3) 相互交流活動の活性化

市内では、ここ数年、民間福祉事業者（特に有料老人ホームや居宅介護事業所）が新たに立ち上がり、福祉サービスを実施している。事業者間でも市内の新規事業者を把握することは非常に大切であり、また、零細であったり、新規参入の事業者では、関係機関とどのように連携をしていけばよいのか、その機会も容易に得られず、苦慮していることも伺うことができた。連絡会への参加の呼びかけにより、市内の福祉事業者及び福祉サービスの情報を得ることにより、事業者間の交流や情報交換の機会を活性化することにつながっている。

(4) その他

各事業者には、社会福祉協議会の事業と役割を理解していただき、特別会員の加入に協力していただいている。

10 今後の展望

(1) 地域で暮らす住民のニーズを把握し、新たなサービスを構築

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりが望むサービスや支援が必要になる。支援が必要な人のニーズは、地域の中で潜在的ニーズであることも想定される。事業者間の情報交換から利用者や地域のニーズを読みとり、地域の課題として解決策を見だし、実践を積み重ねていくことが事業者、特に社会福祉協議会に求められていることである。実践の積み重ねが新たな制度への弾みになるため、地域性を生かした新たなサービス、仕組み作りを構築していきたい。

(2) コミュニティソーシャルワークを実践していくための人材育成

事業者や相談を受ける者は、サービス利用者や地域住民が抱える問題を理解し、フォーマル、インフォーマルのサービスを駆使して、利用者のニーズに対応していくことができるよう人材の育成を行う。また、事業者は地域性を理解しネットワークを構築して、住民の求めに応じて柔軟に即応できるよう、連絡会において人材の育成を行い、地域の福祉力を高めていきたい。

東京都社会福祉協議会 担当者コメント

(小野明子)

稲城市社協では、福祉事業者連絡会を平成17年度に立ち上げ、事務局として運営していました。今回の取り組みは、福祉事業者連絡会を軌道にのせ、稲城市内全体の福祉レベルの向上を図ることにあります。

介護保険事業者連絡会など、高齢・障害・児童というように分野別の連絡会の存在は、よく耳にしますが、分野を問わず、市内の福祉事業者という着眼点は、社協だからこそできる活動だと思います。福祉に従事する職員の研修の実施や災害時のそれぞれの役割など検討内容も工夫されており、今後の活動も期待したいと思います。

資料 1

「いなぎふくしねっとホームページ・トップ画面」

稲城市の福祉・介護・ボランティア情報 いなぎふくしねっと - Dell により提供された Internet Explorer

http://inagi-fukushi.net/

Google 検索 全ての語を含む 検索

文字サイズ 小さく 標準 大きく

トップページ HOME

お知らせ INFORMATION

地域で選ぶ AREA MAP

サービスで選ぶ SERVICE

事業者一覧 HELPER

連絡先一覧 ADDRESS

お問い合わせ INQUIRY

当サイトについて

「いなぎふくしねっと」は、稲城市の福祉事業者に関する情報を提供するウェブサイトです。各種サービスの利用を希望される方が目的に合った情報を得るための窓口として、**稲城市社会福祉協議会**が運営しております。

お知らせ INFORMATION	地域で選ぶ AREA MAP	サービスで選ぶ SERVICE	事業者一覧 HELPER	連絡先一覧 ADDRESS	お問い合わせ INQUIRY	サイト内検索 SEARCH
各事業者からのお知らせや、当サイトの運営に関する最新情報などを掲載しています。	地図で表示した範囲にある事業者を検索します。任意の地域を指定して検索できます。	高齢者福祉・障害者福祉など各事業者が提供しているサービスを選択して検索します。	事業者紹介ページ一覧です。事業者名をクリックすると詳しい情報をご覧いただけます。	事業者の連絡先一覧です。事業者名をクリックすると、詳しい情報をご覧いただけます。	当サイトについてのお問い合わせ等は、こちらの専用フォームをご利用ください。	任意のキーワードで検索できます。各ページの右上にあるフォームをご利用ください。

最近更新された事業者紹介ページ

更新日時が新しい順に表示しています。

- ケアハウスハーモニー松葉 (更新日時: 2008-04-15 15:55:34)
- 稲城市社会福祉協議会 (更新日時: 2007-08-12 10:34:51)
- いなぎ苑 (更新日時: 2007-07-31 09:13:07)
- 梨の実福祉作業所 (更新日時: 2007-07-24 19:55:26)
- ベストライフたま (更新日時: 2007-05-28 23:41:17)

お知らせ・最新情報

全てのお知らせ・最新情報は[こちらのページ](#)でご覧になれます。

1 ボランティアセンターのブログを開設しました

稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンターのブログを開設いたしました。ボランティア情報・イベント情報等を紹介しています。どうぞ、ご覧ください。

「稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター」で検索して下さい。
URL: <http://blog.canpan.info/inagiwfc/>

発信者: [稲城市社会福祉協議会](#) 配信日時: 2008-04-15 13:36:40

2 平成19年9月介護支援ボランティア制度がスタートしました

介護支援ボランティア制度とは、65歳以上の方が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することで、高齢者自身の介護予防の推進と、いきいきとした地域社会づくりを目的とした制度です。

ボランティア活動を行ないスタンプをためると、翌年最大5000円の交付金を受けられます。まずは、活動先の紹介や説明を受け、介護支援ボランティアの登録を！(9月3日から)

詳しくは、稲城市ホームページで閲覧できます。
<http://www.city.inagi.tokyo.jp/kurashi/fukushi/kaigohoken/kaigosien/index.html>

発信者: [稲城市社会福祉協議会](#) 配信日時: 2007-07-23 10:12:01

Copyright(C) 稲城市社会福祉協議会 All Rights Reserved.

インターネット | 保護モード: 有効 100%

稲城市福祉事業者連絡会 研修

**講演：市町村における地域福祉推進と
「福祉事業者」の使命及び役割**

講師：大橋 謙策 氏

日本社会事業大学学長
稲城市保健福祉総合計画策定委員会委員長

日時：平成 18 年 2 月 20 日（月）
午後 2 時 30 分から 4 時 30 分
会場：稲城市福祉センター 介護予防教室

介護保険法が改正され、障害者自立支援法も成立しました。更に、介護保険制度と障害者サービスが統合される計画もあり、平成 12 年の「社会福祉基礎構造改革」に始まった『社会福祉をめぐる環境の変化』はまだまだ続くと思われまます。

この時期に、大橋先生のお話を直接お聞きできることは、稲城市内の事業者の皆さまにとって、これからの各法人・団体における事業展開を考えるにあたり、大変、多くの示唆をいただけるものと思えます。

多くの方のご出席をお待ちしております。

今回の研修は、地域福祉における日本の第一人者である大橋謙策先生をお招きすることになりました。

現在、稲城市では「稲城市保健福祉総合計画」の最終的なまとめの段階に入っていますが、先生は策定委員会の委員長として全体のとりまとめにもご尽力いただいております。

お問い合わせ 稲城市社会福祉協議会（担当：地域福祉係）
電話 378-3800（直通） ・ FAX 378-4999
Eメール inagifwc@pear.ne.jp

稲城市福祉事業者連絡会 研修

**講演：ソーシャルワークの視点からみる
個人情報の活用と保護**

講師：森本 佳樹 氏

立教大学コミュニティ福祉学部教授

日時：平成 19 年 3 月 7 日（水）
午後 4 時～6 時
会場：稲城市福祉センター 2 階

「個人情報の保護に関する法律（通称「個人情報保護法」）」の施行からほぼ 2 年が経過しました

この間、「保護」という言葉への過剰な反応もあり皆さまの現場であっても、少なからず、混乱も生じているのではないのでしょうか

今日の相談・援助の中心的手法である「ケアマネジメント」においてはニーズの発見からサービスの提供、評価といった「流れ」とともにインフォーマルなサービスも含めた支援が求められています

『適切』な支援・援助のためには「情報の共有化」は欠かせません

今回の研修はソーシャルワークの実践に加え、福祉の情報化に関する研究でもご活躍の立教大学の森本先生にお話をさせていただきます

市民ひとり一人の生活支援を目的とする福祉事業者にとって多くの示唆を頂戴できるものと考えております

多くの方のご参加をお待ちします

お問い合わせ 稲城市社会福祉協議会（担当：地域福祉係）
電話 378-3800（直通） ・ FAX 378-4999
Eメール inagifwc@pear.ne.jp

稲城市福祉関係事業者連絡会 研修

**福祉事業者を取りまく動向と、今後の方向性
－5年後、私たちの仕事はどう変わっているのか？－**

介護保険法の改正・成立。障害者自立支援法一廃案。今回ほど、福祉関係者を「やきもき」させた国会も珍しかったと思います。

今日、先を見通すことが少々難しい状況にあります。

介護保険制度においても、障害者施策においても「自立支援」がこれからの大きな方向に・・・

高齢者、障害者を問わず「ケア・マネジメント」という機能が大きなキーワードに・・・

自立支援法案は、再度、国会の場に・・・

高齢者施策と障害者施策の一本化・・・

どうも、この辺が、今後のポイントとなりそうです。

とはいうものの、
「社会福祉制度の過渡期」はまだまだ続きます。

5年後の「社会福祉」はどうなっているのでしょうか？
また、皆さんの法人は、皆さんの事業はどうなっているのでしょうか？
恐らく、今と同じ・・・ではないでしょう・・・

こんな状況を背景に、福祉事業者連絡会の一環として、今回の研修を企画しました。
国が考えていることや東京都の方向性は？
福祉事業者として今の内に押さえておきたい「ポイント」は？
こんなことを中心にお話をさせていただく予定です。


「ずっと 稲城で暮らしたい！」
法人の種類や形態、事業の対象は異なっていますが、目標とすることは同じです。
是非、ご参加いただき、一緒に稲城の地域福祉について語ってみませんか？

日時：9月30日（金）
午後3時から5時
会場：稲城市福祉センター 介護予防教室
講師：中村 孝一 氏（東京都社会福祉協議会 福祉部長）
参加費：無 料
※準備の都合上、法人（団体）ごとに、9月22日までに参加者数をお知らせください。

お問い合わせ
稲城市社会福祉協議会
（担当：地域福祉係）
電話：378-3800
FAX：378-4999
Eメール
inagifwc@pear.ne.jp

万一の災害に備えて…

**新潟県中越沖地震
被災した福祉施設での
支援活動から学んだこと**



稲城市福祉関係事業者連絡会 研修

ここ数年、国内では地震や水害などの自然災害が発生し、私たちの暮らしが脅かされています。大規模な災害が発生した時、私たち福祉関係者は、施設や地域で何をしなければならぬのでしょうか。

今回の研修では、平成16年に起きた新潟県中越沖地震の際に、新潟県長岡市の特別養護老人ホームに支援活動に行かれた福祉施設職員との体験談を伺います。

災害が起きた時に、施設入居者の安全確保はもちろん、地域の中で支援が必要な方への対応はどのようにしたらよいのか。稲城市福祉関係事業者連絡会において、災害について考えていくにあたり、関係機関との協力体制などを考えていく手がかりにできればと思います。

多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

日時：2月20日（水）午後2時～4時
会場：福祉センター 2階 介護予防教室
講師：西潟 正明 氏
（町田市社会福祉協議会
地域包括推進センター担当）

お申し込み・お問い合わせ：
稲城市社会福祉協議会 地域福祉係
電話：378-3800
ファックス：378-4999

